

平成29年第11回

置戸町議会定例会会議録

平成29年12月20日開会

平成29年12月21日閉会

置戸町議会

平成29年第11回置戸町議会定例会（第1号）

平成29年12月20日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成28年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成29年第9回定例会付託）
- 日程第 4 認定第 2号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成28年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成29年第9回定例会付託）
- 日程第 5 認定第 3号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成29年第9回定例会付託）
- 日程第 6 認定第 4号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成28年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成29年第9回定例会付託）
- 日程第 7 認定第 5号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成29年第9回定例会付託）
- 日程第 8 認定第 6号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成28年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成29年第9回定例会付託）
- 日程第 9 認定第 7号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成28年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成29年第9回定例会付託）
- 日程第 10 議案第53号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第54号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 12 議案第 55号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 56号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 14 議案第 57号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 15 議案第 58号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 16 議案第 59号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 17 議案第 60号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 18 議案第 61号 町道の変更認定について
- 日程第 19 報告第 13号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 日程第 20 報告第 14号 定期監査の結果報告について
- 日程第 21 報告第 15号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第 22 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成28年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成29年第9回定例会付託）
- 日程第 4 認定第 2号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成28年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成29年第9回定例会付託）
- 日程第 5 認定第 3号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成29年第9回定例会付託）
- 日程第 6 認定第 4号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成28年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成29年第9回定例会付託）
- 日程第 7 認定第 5号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会・平成29年第9回定例会付託）
- 日程第 8 認定第 6号 〔決算審査特別委員会報告〕
平成28年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算審査特別委員会・平成29年第9回定例会付託)

- 日程第 9 認定第 7号 [決算審査特別委員会報告]
平成28年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成29年第9回定例会付託)
- 日程第10 議案第53号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第54号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第55号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第56号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第14 議案第57号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第58号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第59号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第60号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第61号 町道の変更認定について
- 日程第19 報告第13号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 日程第20 報告第14号 定期監査の結果報告について
- 日程第21 報告第15号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第22 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○出席議員(10名)

1番	前田 篤	議員	2番	澁谷 恒壹	議員
3番	高谷 勲	議員	4番	佐藤 勇治	議員
5番	阿部 光久	議員	6番	岩藤 孝一	議員
7番	小林 満	議員	8番	石井 伸二	議員
9番	嘉藤 均	議員	10番	佐藤 純一	議員

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上 久男	副町長	和田 薫
会計管理者	渡辺 登美子	町づくり企画課長	坂森 誠二
総務課長	深川 正美	総務課参与	東 誠
町民生活課長	鈴木 伸哉	産業振興課長	栗生 貞幸
施設整備課長	大戸 基史	地域福祉センター所長	須貝 智晴
総務課総務係長	芳賀 真由美	町づくり企画課財政係長	小島 敦志

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅
社会教育課長 蓑 島 賢 治
図 書 館 長 今 西 輝 代 教

学校教育課長 石 森 実
森林工芸館長 五 十 嵐 勝 昭

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 栗 生 貞 幸

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 深 川 正 美 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 高 橋 一 史
臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 表 祐 太 郎

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成29年第11回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって6番 岩藤孝一議員及び7番 小林満議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

総務常任委員会委員長から、所管事務調査にかかる委員の派遣の申出があり、置戸町議会会議規則第124条第1項、但し書きの規定により委員を派遣しましたので報告します。

その他の事項は事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第53号から議案第61号。

今期定例会に議会から提出された事件は、次のとおりです。

・決算審査特別委員会審査報告書。

・総務常任委員会所管事務調査報告書。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

・報告第13号から報告第15号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会 4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔登壇〕 去る平成29年10月17日招集の第2回定例北見地区消防組合議会の結果について報告をいたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を10月17日の1日間と決定いたしました。

次に、本会議に提案された議件は、3件であります。

議案第1号 平成29年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ640万2,000円を追加し、32億1,214万4,000円といたすもので、置戸町関係分につき

ましては、置戸支署庁舎の煙突断熱材アスベスト診断調査に10万円。置戸救急自動車と庁舎車庫のシャッターの接触事故により車両修繕費全国自治協会からの災害共済金を財源に20万8,000円。置戸支署の消防庁舎暖房用ボイラー修理費用に係る修繕料46万4,000円を計上いたしました。

次に、認定第1号は、平成28年度北見地区消防組合一般会計歳入歳出決算については、主要施策の成果について北見市分で、北見消防施設費等の更新整備を行いました。

消防本部・消防署・統合詰所移転改築整備事業費につきましては、継続費分、それから現年度分それぞれ外構工事、建築工事を完了し、平成29年3月1日から運用を開始いたしました。

留辺蘂支署移転改築整備事業費では、建設工事を平成28年6月より着手し、平成29年3月30日に完成いたしました。

通信無線施設拡充整備事業費では、消防緊急通信システムとサイレン吹鳴制御システムの機能拡充を目的に改修整備をいたしました。

通信指令システム更新整備事業費では、更新年限を迎えた通信指令システムの更新を消防本部消防署庁舎の完成移転及び運用開始に合わせ移転更新整備をいたしました。

次に、報告第1号 専決処分については、消防署員が札幌市に公務出張中、接触事故に係る賠償で和解が成立したことから、規定による報告であります。

以上、辻管理者より一括して提案理由の説明がなされました。その後、通告により加城博志議員より、消防職員の定数増員について一般質問1件があり、管理者からの答弁の後、議案第1号から報告第1号までに対する質疑、討論を行い原案のとおり可決されました。

なお、審議の内容につきましては、配付の資料のとおりであります。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

平成29年12月20日、報告者、佐藤勇治。

○佐藤議長 これでは、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月22日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月22日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 認定第 1号 平成28年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

◎日程第 9 認定第 7号 平成28年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第3 認定第1号 平成28年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9 認定第7号 平成28年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

本案は、平成29年第9回置戸町議会定例会に提案され、置戸町議会会議規則第38条第1項により、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査のものであります。

委員長の報告を求めます。

4番 佐藤勇治決算審査特別委員会委員長。

○4番 佐藤議員〔登壇〕 それでは、決算審査についてご報告申し上げます。

平成29年9月12日、第9回置戸町議会定例会におきまして付託を受けた認定第1号 平成28年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成28年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件の審査結果を報告いたします。

決算審査特別委員会は、9月12日に第1回の会議を開催し、正副委員長の互選と委員席の指定を行いました。審査のための特別委員会は、11月14日から17日までの4日間開催し、予算執行にかかる各関係書類、諸帳簿等を検査し、予算の適正な執行と行政効果に視点を置き、詳細かつ慎重に審査を行い、さらに関係課長の出席を求め、疑問点などを聴取いたしました。審査及び質疑の詳細の内容については省略いたしますが、審査結果はお手元に配付の審査報告書のとおり、いずれも認定すべきものと全員一致で決定いたしましたものであります。

それでは、決算審査特別委員会の審査意見を口頭で申し上げます。

国の平成28年度の地方財政計画は、地方の厳しい財政状況を踏まえつつも、一般財源総額において前年度を1,000億円上回る6兆7,000億円が確保されました。また、歳出においては、自主性・主体性を最大限に発揮して、地域の実情に応じた施策を可能とするための、まち・ひと・しごと創生事業費が引き続き確保されました。これらを受けて本町におきましては、交流促進センター「ゆうゆう」の大規模改修工事、ファミリースポーツセンター耐震化改修工事、公営住宅建設工事、簡易水道再編工事など大型事業が執行されました。平成28年度一般会計の決算では、歳入の多くを占める地方交付税は、前年に比べ5,700万円の減額となりましたが、国庫支出金、繰入金、町債の増額により、歳入総体で前年度比8億4,500万円の増額となり、決算額では54億2,900万円と近年にない大型決算となりました。実質収支においては1億3,400万円の黒字となり、実質公債費率は、6.7%と前年度より0.1ポイント上昇しましたが、良好な決算となっております。

それでは、成果について申し上げます。

まず、ラスパイレス指数の平準化についてでございますが、長年の懸案でありました、ラスパイレス指数の平準化については、労使双方の努力により、平成19年度以来、9年ぶりに100%割り込

むことになったことは、小規模な自治体にとっては、この制度に矛盾があることは承知しつつも、大きな成果として評価されるべきことと認識します。

次に、福祉の夢サポート制度についてでございますが、置戸高校福祉課の支援と相まって、町内の社会福祉事業所などの人材の確保という観点から、新たにスタートした給付型奨学金制度「福祉の夢」サポート制度は、1年生3名、2年生1名の計4名の給付実績があり、今後大いに期待と希望の持てる制度の新設であったと理解します。なお、明年4月には、この制度を活用した卒業生が第1号として町内の事業所に就職が内定しているとのことで、今後さらに期待したいと思います。

次に、農業の土づくりについてであります。良質堆肥製造資源対策事業によって製造された堆肥が他市町に行くことなく100%置戸町内の畑作農家に還元され、酪農畜産と畑作が融合し、循環型農業を目指した当事業の大きな成果として土づくりに寄与していることを敬服いたしました。

次に、住宅改修奨励事業についてでございますが、平成24年度からスタートした住宅改修奨励事業は、前3年間の事業検証を行い、新たに空き家も対象に拡充し事業を進めた結果、28年度においては28件の利用があり、町民の要望に合致し成果が十分に果たされていると認識します。

次に、出損金についてであります。一般社団法人おけと勝山温泉「ゆーゆ」設立に際し、出損金5,000万円の大型出資は、29年度以降にこの法人の収支が明らかになった時点で、その結果を注視していきたいと思っております。

次に、改善検討事項について申し上げます。両老人ホームの指定管理に伴う委託料についてでございますが、町からの職員派遣は解かれ、実質的には平成27年度から自前の運営となりましたが、委託料につきまして28年度は、前年と比較し23.4%の増額となりました。収入に大きく影響する入園者の動向は、指定管理者と病院、行政が密接に連携し大幅な収入減に至らぬよう努めることを望みます。

次に、職員の年休の取得についてであります。年休取得の実態として、1人当たり年休取得が7.25日とのことですが、目標とする年間12日の取得に向け職場内での調整や働き方を検討し、計画的な取得を望むものであります。

次に、おけとパークゴルフ場の使用料についてであります。収入は年々減少し、平成28年度は前年度と比較し69万5,000円、率にして20%の減収となっております。一方、75歳以上のシルバー層は、特にここ数年、町外者が増加しております。収支が厳しい状況にあっては、収入確保のため75歳以上の使用料免除については早急に検討すべきことと認識いたします。

次に、学友橋から下鉾山までの旧銀河線跡地のレールの処分についてであります。跡地の活用については、老朽化した擁壁の改修に莫大な費用を要することが判明しており、鉄路の管理、活用は困難であると認識します。したがって、敷設されるレールについては、このままでは錆などにより腐食が進むことが懸念されます。処分等今後の検討が望まれます。

最後に、地方債残高についてであります。平成28年度は、交流促進センター「ゆーゆ」の大規模改修やスポーツセンターの耐震化改修など大型の工事が施行され、これに連動し起債額も大きく膨らみました。

平成28年度末各会計の起債残高は、一般会計で53億2,900万円、簡易水道特別会計では18億9,700万円、下水道特別会計では9億6,300万円、これら3会計合計で81億8,900

0万円、前年度比おおよそ10億円の増加となりました。むろん、この起債の中には、後年度で交付税措置される過疎債や特例債が55億円ほど含まれていることも実態としてありますが、右肩下がりができた公債費率が、平成27年度を底辺として今後上昇に転じ起債の償還が大きくなることは明白であります。

この先、年々厳しい財政運営が想定される中、残念ながら今年9月末日で人口3,000人を割り込みました。

少子高齢社会が進む中、今後とも町政執行にあたっては、重要度、緊急度を視点に、より効果的な財政運営を堅持し、より良いまちづくりを推進されることを望み委員長報告といたします。

○佐藤議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は議案の順序で行います。

まず、認定第1号 平成28年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

認定第2号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

認定第3号 平成28年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

認定第4号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

認定第5号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

認定第6号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に移ります。

認定第7号 平成28年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから認定第1号 平成28年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成28年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括して採決します。

認定第1号から認定第7号までに対する委員長の報告は、お手元に配付の審査報告書の通り、いずれも認定とするものです。

認定第1号から認定第7号までの7件については、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、認定第1号 平成28年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成28年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも認定することに決定しました。

◎日程第10 議案第53号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から

◎日程第18 議案第61号 町道の変更認定についてまで
————— 9件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第10 議案第53号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第18 議案第61号 町道の変更認定についてまでの9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第53号は、置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案の内容については、総務課長よりご説明を申し上げます。また、議案第61号 町道の変更認定については、施設整備課長より議案の内容について説明を申し上げます。この間のそれぞれの議案については、総務課長を中心にいたしまして、担当課長より議案の内容についてご説明を申し上げます。

〈議案第53号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 まず、議案第53号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例。

総務課長。

- 深川総務課長 議案第53号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第10号）の一部を次のように改正する。

今回の改正内容は、期末手当の支給率を年間0.1カ月引き上げ、4.35カ月とするよう改正するものであります。

第4条第2項の期末手当の支給率を、6月「100分の205」を「100分の210」に12月「100分の220」を「100分の225」にそれぞれ0.05カ月引き上げ改定するものでございます。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

なお、附則第2項で、平成29年度に限り12月支給分は、6月改正分を合算した0.1カ月引き上げるため、100分の225を100分の230の率により支給するものでございます。

議案第53号説明資料、置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご覧ください。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

〈議案第54号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例〉

- 佐藤議長 次に、議案第54号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。
総務課長。

- 深川総務課長 議案第54号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正内容は、議案第53号同様、期末手当の支給率を年間0.1カ月引き上げ、4.35カ月とするよう改正するものでございます。

第4条第2項の期末手当の支給率を、6月「100分の205」を「100分の210」に12月「100分の220」を「100分の225」にそれぞれ0.05カ月引き上げるものでございます。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

なお、附則第2項で、平成29年度に限り12月支給分は、6月改正分を合算した0.1カ月引き上げるため、100分の225を100分の230として支給することといたしております。

議案第54号説明資料、置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご覧ください。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

〈議案第55号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第55号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

総務課長。

○深川総務課長 議案第55号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

第1条 置戸町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、平成29年人事院勧告による給与改正に基づく改正となります。この勧告の内容について説明いたしますので、別冊、議案第55号説明資料、平成29年度給与勧告の骨子をご覧ください。

なお、本年度の国家公務員に対する給与改定は、人事院勧告が8月8日。閣議決定が11月17日。12月8日には、国会で給与改正法案が可決されてございます。

骨子の3番をご覧ください。

給与改定の内容と考え方でございます。

本年の勧告は、民間給与との格差解消のため、月例給は初任給や若年層に厚く1,000円程度。職員全体では平均0.2%、400円を改定するものでございます。裏面をご覧ください。

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）は、勤勉手当に年間0.1カ月配分改定し、期末勤勉手当合わせて、年間4.3カ月分を4.4カ月分とするものでございます。その期別、手当別内訳は表のとおりでございます。30年度改正後は、6月期、期末1.225カ月。勤勉0.9カ月の計2.125カ月。12月期、期末1.375カ月。勤勉0.9カ月の計2.275カ月の年間期末2.6カ月、勤勉1.8カ月の計4.4カ月でございます。実施時期につきましては、月例給は4月1日。期末・勤勉手当は12月1日にそれぞれ遡って適用となります。また、4番、給与制度の総合的見直しの欄では、26年度勧告により、27年度より3年間実施して参りました、55歳以上の管理職、特定給与者なんです。1.5%の減額措置を行ってございました。それにつきましては、本年度、29年度を持って廃止することとなっております。

以上が、今回の人事院勧告の主なものとなっております。勧告どおり、先程申し上げましたが、12月8日改正法案が国会において可決しております。

それでは、条例改正の説明に戻りますので本議案にお戻りください。

なお、説明には、議案第55号説明資料、置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明いたしますので、そちらをお開きください。

改正条例、第1条関係では、1ページ目、第15条の4第3項第1号で、一般職の本年度12カ月期支給分の勤勉手当支給額100分の85を100分の95に1カ月引き上げ、第2号で再任用職員の支給額は、その半分の0.05カ月引き上げ、100分の40を100分の45に改正いたします。ただし、本町において再任用該当職員は、現在おりません。また、これは勤勉手当改定分のうち、6月期は支給済みであるため、12月期に0.1カ月を改正するものでございます。再下段、別表1、第4条関係では、議案第55号資料、新旧給料表により、1級から6級各号俸のそれぞれを改定するものでございます。これは別冊となっております。2ページ目をお開きください。第2条関係では、第15条の4第3項で、30年度以降の勤勉手当を6月期、12月期それぞれ同率とするため、改正条例第1条で改定する12月期の支給額を第1号で、一般職100分の95を100分の90に第2

号で、再任用職員100分の45を100分の42.5に再改定するものでございます。

附 則

第4項は、27年度より3年間実施してまいりました、55歳以上、6級の職にある課長職、特定職員の給与月額及び期末手当、並びに、勤勉手当の1.5%減額措置及び、次ページには、休職者で100分の80に既に減額されている職員に対する1.5%減額措置を同様に廃止することを削除するものでございます。第5項は、当該年度においてそれぞれそれらの該当職員になった場合の取り扱いの規則委任条項を廃止するための全文削除条項でございます。

本議案にお戻りください。

中段、第2条では先程説明のとおり、30年度以降の勤勉手当の再改定条項について記載したものでございます。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日より適用する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。次ページをお開きください。

第2条は、改正前、改正後の給与額の差額の支給にかかる給与の内払規定でございます。

第3条は、今回の改正に伴い、関連条例である、置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の関連条項の文言削除の条項でございます。

なお、今回の改正に伴います給与影響額は、議案第56号から60号説明資料、平成29年度給与改定に伴う差額調に記載しており、後程、各会計補正予算において説明いたします。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

〈議案第56号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第7号）〉

○佐藤議長 次に、議案第56号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第7号）。

町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 議案第56号について説明いたします。

議案第56号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第7号）。

平成29年度置戸町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,181万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,375万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、別冊の平成29年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第7号）で説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。

（以下、記載省略。平成29年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第7号）、別添のとおり）

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時10分から再開します。

休憩 10時50分
再開 11時10分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、先程の説明で総務課長より訂正がありますので発言を許します。

総務課長。

○深川総務課長 先程説明いたしました、議案第56号 平成29年度置戸町一般会計補正予算につきまして、説明漏れがございましたので訂正及び追加をさせていただきます。

事項別明細書14ページ、15ページをご参照ください。13款給与費につきましては、先程、別冊の平成29年度給与改定に伴う差額調においてご説明を申し上げましたが、この中で、補正額と説明額について差異がございましたので訂正させていただきます。

別冊の説明資料の方につきましては、正職員の算定額、差額調でございまして、補正予算の4項共済費400万3,000円及び19節、負担金補助及び交付金22万9,000円。内訳、北海道市町村職員退職手当組合18万8,000円。北海道市町村職員福祉協会負担金4万1,000円のそれぞれの減額につきましては、先程ご説明いたしました正職員の給与差額分に合わせまして、共済加入の常用職員4名分を加算いたしました金額となっておりますので、改めて共済費400万3,000円の減額。19節、負担金補助及び交付金22万9,000円の減額をさせていただきたいと思っております。ただし、共済費につきましては、労災負担部分の一部を一般会計で負担してございますので、それぞれ別会計で共済費の増額がありますが、一部分を今回の一般会計の補正で計上してございますので、ご了承いただきたいと思っております。以上でございます。

〈議案第57号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）〉

○佐藤議長 次に、議案第57号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第57号について説明をいたします。

平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,421万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、別冊の平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）の4ページ、5ページをお開き下さい。

（以下、記載省略。平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

〈議案第58号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）〉

○佐藤議長 次に、議案第58号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。
地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第58号について説明をいたします。

平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ875万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,925万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）により説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、記載省略。平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第59号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）〉

○佐藤議長 次に、議案第59号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）。

総務課長。

○深川総務課長 議案第59号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,372万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算補正につきまして説明いたしますので、別冊の平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、記載省略。平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり）

〈議案第60号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）〉

○佐藤議長 次に、議案第60号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）。

総務課長。

○深川総務課長 議案第60号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度置戸町の下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,236万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算補正につきまして説明いたしますので、別冊の平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、記載省略。平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第61号 町道の変更認定について〉

○佐藤議長 次に、議案第61号 町道の変更認定について。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第61号 町道の変更認定についてご説明いたします。提案理由についてご説明いたしますので、議案第61号説明資料、町道終点変更図をご参照ください。

現在、幸岡西3号線は、秋田・幸岡線交差点から井上宅までの舗装区間を町道認定しておりますが、実際の利用形態は認定していない砂利道を通り、幸秋線林道、さらに、その奥の耕作地へのアクセス路として地域の皆さんが利用されており、秋田地区懇談会において兼ねてより要望があったところがございます。

それでは、本議案にお戻りください。

議案第61号 町道の変更認定について。

次のとおり、町道の変更認定をするものとする。

記。

路線名、路線番号209幸岡西3号線、横にご説明申し上げます。

変更前、起点、字秋田483番地。終点、字秋田484番地。総延長、200.90メートル。実延長、197.90メートル。重用延長、3.00メートル。

変更後、起点、字秋田483番地の1。終点、字秋田485番地。総延長、556.50メートル。実延長、548.10メートル。重用延長、8.40メートルとなります。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

○佐藤議長 これで、議案第53号から議案第61号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第19 報告第13号 財政的援助団体の監査結果報告について

○佐藤議長 日程第19 報告第13号 財政的援助団体の監査結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 報告第13号について申し上げます。

監査委員が平成29年10月31日、財政的援助団体の監査を執行され、お手元に配付のとおり結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎日程第20 報告第14号 定期監査の結果報告について

○佐藤議長 日程第20 報告第14号 定期監査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 報告第14号について申し上げます。

監査委員が平成29年11月24日に工事発注状況及び委託発注状況、現地監査を執行され、お手元に配付のとおり結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎日程第21 報告第15号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第21 報告第15号 例月出納検査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 報告第15号について申し上げます。

監査委員が平成29年8月31日、9月30日及び10月30日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおり結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎日程第22 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○佐藤議長 日程第22 総務常任委員会の所管事務調査報告について。

委員長の報告を求めます。

7番 小林満総務常任委員会委員長。

○7番 小林議員〔登壇〕 本年度総務常任委員会が実施いたしました、道内所管事務調査に係る現状及び所見は、お手元に配付の調査報告書のとおりでございます。

調査期間は、平成29年10月11日から13日までの3日間。調査場所は、池田町、黒松内町、比布町の3カ所でございます。議員9名と議長、随員の11名で調査をいたしました。

それでは、調査に係る現状と所見について申し上げます。

初めに、池田町、コミュニティバスの運行状況についてでございます。

池田町は、人口6,800人、高齢化率34.5%という状況です。公共交通機関のJRと十勝バスだけでは、利別川を境に2つに分かれた市街地区と利別地区の住民の足の確保が課題であり、その解決策として運行されているのが「あいバス」です。1日8便が約1時間で巡回する運行体制で、大人100円、子供50円、1日乗車券200円、またフリー乗降も可能です。また、スクールバスからの乗り継ぎや、営業路線バスの乗り継ぎでの割引等、高齢者や子供等に分かりやすい運行体制を工夫しています。平成24年より、住民アンケート、そして試験運行、試乗モニター等々から26年の提言書の提出と住民参加の下で実施してきました。平成26年より本格運行していますが、特筆すべきなのは地域公共交通協議会を設け、地域住民はもとより、関係する十勝バスも入れての「地域公共

交通確保維持改善事業」として行っていることです。この事業は国土交通省の事業であります。運行を地元既存のタクシー会社に委託することで、地元企業を守りながら国の補助によって運行出来ています。平成28年度は約1,270万円程の事業費ですが、車両購入費約500万円が計上されており、国庫補助金約330万円を差し引きすれば、通常年は約400万円程の町の負担で行えると思われまます。置戸町は本年8月から、池田町と同型のバス2台を購入し昭和45年施行の「へき地患者輸送車設置及び管理条例」の下、運行しています。来年3月までを試験運行とし、その後はより良い運行体制を図るとのことでありますが、現状では多くの住民からの不便さへの不満の声が聴かれ、乗降所の問題、住民周知の問題等々、この池田町の取り組みは大いに参考になる事例と思われまます。国交省管轄の事業を取り入れていることにおいて、高齢者から子供まで、全ての住民の地域間の「足」として多く利用されており、何よりも、多くの住民を巻き込んだ協議会の設置、そして運行形態の決定の過程は必要不可欠なことであると思われまます。本町のコミュニティバスの来年4月以降の運行に向け、直ぐにでも新しい運行体制の模索が必要と思われまます。

次に、企業向け住宅についてでございますが、池田町は鉄道の町として繁栄した歴史があり、鉄道官舎が多いという住宅環境でありました。その後、持ち家が増えましたが、空き家が目立つようになり定住対策としての制度の設立が不可欠となりました。住宅リフォーム促進奨励金、住宅取得応援奨励金、老朽住宅解体促進奨励金、民間賃貸住宅建設促進事業補助金、町住情報ステーションなど、このように多くのメニューを用意し定住対策を行っており、移住実績は、13家族で28名とのことです。置戸町も昨年度より民間賃貸住宅建設補助制度或いは森と住まいの支援補助金制度を施行していますが、人口減少に少しでも歯止めをかけるには、これら制度の充実が不可欠と思われまます。なお、池田町で行われている「北海道空き家バンク」への登録、加えて老朽住宅解体促進奨励金の制度は本町としても見習うべきものと思われまます。

次に、黒松内町でございますが、黒松内町のブナの北限の里づくりについてですが、黒松内町では、北海道南西部後志管内の南端にあり、札幌と函館のほぼ中間に位置し、寿都町、長万部町、豊浦町、蘭越町、島牧村と境を接し、人口2,931人（平成29年4月末）の海のないまちです。

昭和30年以降、「酪農と福祉の町」として基盤整備を進め、昭和60年スタートの「第1次総合計画」で「地場産業の振興を図るため農業生産物の付加価値を高めながら1.5次産業を育成する。」「自然資源を活かした観光レクリエーション拠点の整備を図りながら都市住民との交流を深める。」という目標を設定、天然記念物に指定された、ブナの北限とされる歌才自生ブナ原生林（国有林92ヘクタール）を核とし、周辺に温泉、宿泊、体験、食品加工等の6つの交流施設を設置、70人以上の雇用と年間15万人以上の来町者を迎えています。平成21年「日本の里100選」に選定、同年ふるさと景観条例を制定し、色彩等の統一、廃屋、廃車の撤去への奨励金を出すなどして、平成23年10月「日本で最も美しい村連合」に加盟、補助金等の優遇を受けています。歌才湿原が重要湿原500選に選ばれたり、町内に流れる朱太川の鮎が日本一になったり、天然水の商品化など、黒松内町の自然資源活用と景観保全など魅力ある農村空間の広がりを見せ始めているまちづくりを参考に、自然豊かな置戸町においても、さらなる利活用、保全と再生を考えていくべきと考えまます。

次に、職員養成学資金貸付制度ですが、一方、黒松内町の就労人口の30%の400人ほどが、医療、福祉関係で働いています。多くの福祉関連施設（社会福祉法人による9施設、勤医協による5

施設)があるために資格者等、人材の確保に苦慮していたことから、町では平成27年度に「黒松内町医療保険福祉職員養成就学資金貸付制度」をつくり、その内容は医師、看護師、介護士、保育士など14種類、対象を近隣4町出身者まで幅を広げ、資格取得後町内施設で貸付期間働くことによって、返済免除される内容、これによる町の医療、保健及び福祉の職員体制の充実に資するというもので、これまでに13名、773万円を貸し付けています。財源として大型寄付による基金積立金を利用、3年目ということで来年度から就労予定にあります。

置戸町においても人材確保の観点から、また定住という観点からも就学資金制度のあり方について検討すべきと考えます。

次に、比布町、空き家物件情報、定住促進、子育て支援についてでございます。比布町は上川盆地の北東部に位置し、旭川市・愛別町・当麻町・和寒町・士別市に接し人口3,804人の水田を主体とする農業が主要産業のまちです。

冬場は「ぴっぷスキー場」が有名で現在は「スキーといちごのまち」をキャッチフレーズに交流・定住政策を推進しています。人口減少に伴う移住・定住施策の始まりは、平成6年から始まった宅地分譲が始まりで、第1次から第3次までは順調に完売されましたが、平成12年からの第4次及び第5次分譲宅地は苦戦を強いられ、完売に15年を有し、ついには売れ残った11区画を勇断をもって価格を半額とし、第1次から第5次まで143区画すべてを完売しました。

また、平成22年度から若者移住定住応援事業が実施され、家賃の助成、戸建て住宅の新築や増築住宅に対する固定資産税相当額の3年間助成制度を実施し、実績は平成23年度から28年度まで合計105件の実績を上げ、平成27年度に経過措置を残し制度を廃止、新たに拡充型の制度を創設しました。平成25年度からは町分譲地の売れ残り11区画の半額値下げと、新たに子育て支援制度が始まり、1人50万円、最大150万円を支給する制度がはじまり、平成27年度からは宅地宅建協会と連携し、町分譲地のほか町内の空き地・空き家を利用した場合の支援制度を創設して、今年9月末まで子育て支援制度で21件、宅建協会加盟事業者に対する仲介報酬が26件と成果を上げています。平成28年度からは民間賃貸住宅の建設に対し建設費の一部を補助する制度を創設し、建設費の40%、1戸当たり400万円を上限に、建築実績として6棟24戸、補助額8,500万円となっています。平成29年度からは公務員や家賃未払い者を除き、民間賃貸住宅に義務教育終了前の子供がいる場合などに対し、月額1万円を3年間補助する制度を設けました。

次に、不動産を購入した世帯への補助などの定住対策についてでございますが、移住、定住事業は平成6年度から始まり、宅地分譲が人口減に対する施策のスタートでありました。この間、様々な施策は一貫性と常に検証や反省をふまえ、マンネリ化に陥ることなく段階的にインパクトのある拡充型の施策に切り替え展開してきています。特に、町内に不動産業者がないため行政では限界があり、平成27年度から始めた宅建協会との連携による「空き地・空き家流動化事業」は、官民協力による事業展開は、今後の先駆的な施策として注目されています。

課題としては旭川市への依存度が高いため、生活環境の整備や圏域内での人の奪い合いを検証し、首都圏等からの移住やUターン促進を図るため、明年3月には東京都内で上川振興局、旭川市等と連携し移住促進の説明会の開催を計画していることは、オホーツク圏としても参考にすべきと思います。

内容のわかりやすい子育て支援パンフレットの制作やユーチューブの動画など発信力に力を注ぎ、移住・定住促進事業に対する本気度の高さがうかがえます。また、中長期的に常に先を読み単発ではなく、継続的な施策の展開を多いに参考とすべきことではないかと思われます。

以上、報告を終わります。

○佐藤議長 委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで報告済とします。

◎散会の議決

○佐藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○佐藤議長 本日はこれで散会します。

散会 11時50分

平成29年第9回置戸町議会定例会（第2号）

平成29年12月21日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第53号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第54号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第55号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第56号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 7 議案第57号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第58号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第59号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第60号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第61号 町道の変更認定について
- 日程第12 意見書案第9号 平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書
- 日程第13 意見書案第10号 持続可能なオホーツク畑作政策と「ばれいしょ増産輪作推進事業」の万全の予算確保などを求める要望意見書

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第53号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第54号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第55号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第56号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 7 議案第57号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第58号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第59号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第60号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第61号 町道の変更認定について
- 日程第12 意見書案第9号 平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書

日程第13 意見書案第10号 持続可能なオホーツク畑作政策と「ばれいしょ増産輪作推進事業」
の万全の予算確保などを求める要望意見書

○出席議員（10名）

1番	前田	篤	議員	2番	澁谷	恒	議員
3番	高谷	勲	議員	4番	佐藤	勇	議員
5番	阿部	光久	議員	6番	岩藤	孝一	議員
7番	小林	満	議員	8番	石井	伸二	議員
9番	嘉藤	均	議員	10番	佐藤	純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上	久男	副町長	和田	薫
会計管理者	渡辺	登美子	町づくり企画課長	坂森	誠二
総務課長	深川	正美	総務課参与	東	誠
町民生活課長	鈴木	伸哉	産業振興課長	栗生	貞幸
施設整備課長	大戸	基史	地域福祉センター所長	須貝	智晴
総務課総務係長	芳賀	真由美	町づくり企画課財政係長	小島	敦志

〈教育委員会部局〉

教育長	平野	毅	学校教育課長	石森	実
社会教育課長	蓑島	賢治	森林工芸館長	五十嵐	勝昭
図書館長	今西	輝代教			

〈農業委員会部局〉

事務局長 栗生 貞幸

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深川 正美（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 高橋 一史
臨時事務職員 中田 美紀

議事係表 祐太郎

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって8番 石井伸二議員及び9番 嘉藤均議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 本日、議会から提出された事件は次のとおりです。

・意見書案第9号から意見書案第10号。

本日の説明員は、前日の名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔登壇〕 それでは一般質問をさせていただきます。

前回9月定例議会で簡易水道再編事業完了に伴う後年度の負担及びこれらに関連する事項について町長に伺ったところですが、今回重複する質問があればお許し願いたいと思います。さらに今回は上下水道料金の改定案について具体的に考えを伺いたいと思います。

この料金改定案は、議会に対しては11月24日、町長提案として議員協議会で初めて説明がありました。また、町民に対しては11月30日を皮切りに、町内4地区で開催されました地域懇談会の席上で担当課長の方から説明をいただいたところでございます。

内容につきましては、現在コンサルタントに委託調査を進めている簡易水道ならびに下水道事業の経営戦略策定に基づき、中間的な資料や報告に基づいて町の方針案が示されたというふうに認識しているところでございます。

この経営戦略の目的とするところは、上水道あるいは下水道ともに料金の見直しを主眼に置き、長期借入金というべき起債の償還計画や他会計からの繰入金金の推移、あるいは料金の回収率など、複雑多岐にわたる資料の内容と、それに基づく料金改定率について何通りかのシミュレーションを示し、

最終的には町の考え方として上下水道の料金見直し案が提示されました。

簡易水道の料金見直し案では、10立方メートルまで1,650円の基本料金は据え置きをしても、1立方メートルからの使用料が水量に応じて3段階に区分し、多量に消費されるいわゆる大口に消費されるものに対しては単価が上がるという逓増料金性の導入という、初めての試みの料金体系であります。

一方、下水道料金におきましては、現在の基本料金及び超過料金の見直しにより、それぞれ値上げするもので、従来の上水料金双方ダブルのカウントと言いますか、そういった料金体系とは異なり、個別の料金体系制度を導入し、説明を受ける方としては大変戸惑いと言いますか、理解に時間を有するものであります。

それでは、通告によりまして次の項目について質問させていただきます。

まず第1点は、上水道料金と下水道料金の現状と値上げに至った経緯について再度伺いたいと思います。

第2点は、一般利用の90%が20立方メートル以下と言われ、これに該当する上水道の平均値上げ率が20%、下水道の基本料金が1,650円から2,060円で25%、10立方メートルを超える超過料金が1立方メートルあたり1,650円から222円で35%の値上げ案に対する考えをお聞かせいただきたいと思います。

第3点は、料金改定の実施時期について伺います。具体的には条例改正の提案時期、それに伴う住民周知の期間、改定料金の施行日など、予定スケジュールについて現状でお聞かせいただきたいと思います。以上について、まず3点について伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 それではお答えをしたいと思います。

上下水道の料金の改定の問題につきましては、町民の生活において、ある種住環境を含めてでありますけれども、最も関心の高い、しかも日常生活において極めて関心の高い部分だろうと、このように思います。それだけに丁寧な説明、また改定に当たってのご理解もいただかなければならないという思いで、ずっと今日まできました。それだけに現状も含めてであります。いろいろと調査をしてみました。また、状況によっては専門家の人たちのご意見等もいただきながら、将来に向けて、この上下水道の問題についてどうあるべきかというようなことのご意見もいただきながら進めてきたわけであります。

議員の方からもお話がありましたけれども、この改定については上水道、下水道事業の経営戦略として外部委託をしてきました。広く将来にわたりあるべき姿、またコンサルタントと協議を重ねながら料金の考え方、そうしたものをまとめてきました。それを受けまして、4地区で開催の地域懇談会あるいは地域の開発期成会で町としての考えをお示しをし、ご意見をいただいていたところであります。

上下水道の料金をご承知のように、基本料金1,650円で11トンからは1トン増すごとに165円が加算されます。これは上水道も下水道も同じ料金体系になっているのはご承知のとおりであります。これまで消費税が改定されたごとに料金にその消費税分を反映してきたわけでありましたが、実質の値上げにつきましては、ご承知のように11年前になろうかと思っております。町村合併の問題があ

って、それがうまくいなくて、単独でいきましょうと言った時に、自立の単独の方針を打ち出しました。その際に水道料金について14.3%値上げをしたわけではありますが、それが11年前でありました。

今回の値上げに至った経緯ではありますが、上下水道会計における料金回収率につきましては、本町の場合20%台であります。この料金回収率が低いのは使用料以外に他の収入、他の収入とは言っても本町の場合に限らないと思います。他の自治体でも多くは同じような状況かと思いますが、この使用料以外の他の収入という部分では、繰入金であります。まあ交付税措置もありますので、そうしたことの内容も含めてでありますけれども、交付税でまかなわれていることがこの大きな意味合いであります。平成27年度、総務省が公表している全国の平均値であります。水道が53%、下水道が64%でありまして、本町の上下水道特別会計が結果として、いかに繰入金に依存しているかということがご理解いただけるかなというふうに思います。20%台であります。

簡易水道の統合にかかる事業費ではありますが、平成31年度まで、まだ2年ほどかかると思います。31年度の必要とする事業費については、30年度で2億5,000万円、31年度で1億5,000万円を予定しておりますので、全体通してであります。約32億円というふうに見込んでおります。ただ、議員もご承知のように、最近では事業費の高騰と言いましょか、いろんな物価の値上げと言いましょか、上がっておりますので、これらの事業費については多少の増は考えていなければならないかなというふうに思っておりますが、今のところ31年度の完成までの間で32億円くらいにならないかなと、そのように思っております。

また、下水道の整備にはこれまで約47億円、また、昨年度まで長寿命化計画に基づく改修工事は置戸地区、境野地区合わせて3億4,000万円ほどになります。人口減少による契約件数の減少によって、料金収入が明らかに減少して行く中で、これら設備投資に伴う地方債の償還、あるいは施設改修のコストは今まで以上に必要になってくるであろうというふうに予想されます。

このような状況下で上下水道事業を安定的に運営していくためには維持管理費の効率化、さらにはコスト削減を図るか、さらには料金を値上げするか、使用料金を値上げするかという、こういう方法しかないだろうというふうに思っているわけであります。

こういう中で維持管理ではご承知のように遠方監視による最少人数での管理をはじめ、水道統合後は勝山の浄水場、春日地区との関連がありますので、平成31年度頃になろうかと思っておりますが、勝山の浄水場を廃止したいと、このように思っております。また、留辺蘂の八方台にある井戸、これについては来年度廃止を予定しているところであります。こうした施設統合によって効率化を図っていきたいというふうに考えているところであります。

また、下水道の接続率は現在9割以上ですが、出来る限り100%になるように接続率の向上にも努めていきたいというふうに思っておりますが、これはなかなか今までも努力した結果として、9割を超える状況でありますけれども、なかなか目標は高く100%掲げていますが、非常に難しいというふうにも思います。ただ、いろんな下水道を整備する時にもお話してきていますが、いろんな生活環境の問題、衛生上の問題を含めてであります。さらに一層ご理解をいただいて、この接続率の向上に努めたいと、このように考えているところであります。

これら近々の課題にやはり立ち向かっていかなければならないわけではありますが、経営努力と料金

の値上げにより、できる限り一般会計からの繰入金に頼ることがないように努めなければなりませんし、次の世代への負担というものも可能な限り低減していくことが私どもの責務と考えているわけがあります。

続きまして、上下水道の料金のアップ率の考え方ではありますが、上水道につきましては現在の基本水量、議員の方からもご紹介がありましたけれども、10トンまでの一律1,650円という考え方を改めました。この基本水量は水道の普及促進を図ると同時に公衆衛生の向上、さらには生活環境の改善、風呂だとか洗濯水の処理の問題等もあるわけではありますが、こうした生活環境の改善というのを目的に、10トンまでは使ってくださいというようなことで、政策的な意味合いというのがこれにはあったというふうに思っています。

しかし、現在は限りある資源を大切にすす節水への対応、さらには10トン以下、置戸町の利用者数の約半数が10トン以下であります。この10トン以下の少量使用者の負担の公平性から、1トン使用ごとに課金をしていく従量料金と言いましょか、このようなことをやっていきたいと。同時に逓増制も導入して、多く水を使用する方については負担が多くなる料金体系をひいていきたいと、このように思っているところであります。

1トンから10トンまでは1トンごとに25円、11トンから20トンまでは210円、21トン以降は230円としました。料金の算出の例としまして、1ヵ月5トン使用した方は基本料金1,650円に5トン×25円でありますので1,775円になります。アップ率は7.6%ということになろうかと思ひます。同様に10トン使用した場合については、現行の基本料金1,650円が1,900円となりまして、アップ率は15.1%ということになろうかと思ひます。20トン使用した場合は、現行3,300円が4,000円となりまして、アップ率は21.2%ということになります。このように使用水量が多くなるほど現行料金に比べ負担が大きくなりますし、節水に努めた方には負担が少ない料金システムを考えているところであります。

次に、下水道料金についてであります。こちらは現行どおりの課金システムに変更はありませんけれども、10トンまでの基本料金を1,650円から25%アップの2,060円、11トンからは1トンごとの超過料金は現行の165円から35%アップの222円に引き上げたいと考えているところであります。このような形態にしたのは、水道会計より下水道会計の方が施設管理や、あるいは維持経費の負担が大きく、経営状況が厳しいことから少量使用者の方にも均等に負担していただくことをお願いするものであります。

上下水道を合わせたアップ率であります。10トンの場合現行の3,300円が3,960円となりまして660円、20%アップということになりまして、道内の同じ規模の自治体平均が3,700円というふうに言われておりますので、3,960円ありますから少し道内の平均値より高くなるということになります。

料金改定につきましては全国的に自治体共通の課題でありますし、今後値上げが想定されるというふうには思っておりますが、新聞等でも時々目にしているかと思ひますが、近い将来、この3,960円、もしくはそれ以上が平均値となるのではないかとすることも予想しているところであります。そうした観点からぜひこの3,960円、20%ほどのアップになりますけれども、ぜひご理解いただきたいと、そのように思っているところであります。また、そうした意味では今後の社会情勢の変化

に伴って、こうした料金の関係については町民の方々と使用者の方々と十分協議をしながら理解を深めていくことになろうかというふうに思っています。

最後になりますが、料金の改定の時期であります。過日の地域懇談会の席上では平成30年4月の検診結果にもとづきまして、5月から新料金へ移行したいというふうに申し上げているかと思えます。使用料の値上げのことでありますので、慎重な議論が必要でありますし、町民の皆さんに周知する時間が必要でありますので、今後の進展によっては来年の平成30年6月になることも想定しているところであります。

いずれにいたしましても議員の皆さんとも十分協議をした上で進めたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは今、上水道それから下水道の置かれている状況について詳しく町長から説明をいただきました。それと合わせて地域懇談会あるいは議会の協議会の中でも資料の中で返済計画と言いますか、そういったことが表の中で読まれておまして、かなり詳しい資料をいただいているところでございます。

状況については十分私は理解したと思っておりますが、それで若干まだ正式には提案されておられません。それで、これから具体的に町民の声も含めて、いろんな形で今後の値上げ案についていろいろ検討が加えられると、そういうふうには私は理解をしておりますので、これは上水道、下水道とも公共料金という、そういう位置づけを考えた時に、先程町長のお話の中にも慎重にも慎重をというお話がありましたので、そういったことで、その性格上今後いろんな形で、まだ検討が加えられるということで、まだこの案がコンクリートになっているとは私も思っておりませんが、そんなことでこの案に対して、私の考え方について若干申し上げたいと思えます。

まず、料金体系なんですけど、今まで本当に165円、基本料金10立方メートルまでは1,650円ということで、これは上水道、下水道とも同じ料金で、非常にシンプルな料金体系だと思うんですね。私ども、この1,650円がどの程度上がるかなという判断というか、そういう思いで、実はいずれにしろ9月の議会では町長は上げたいという方針を示されておりましたので、じゃいくぐらいかということで、そのことの単価の上がり方、あるいは基本料金の上がり方はどうなのかなということで、ちょっと注視していたところであります。

そんな中で今回簡易水道については基本料金は据え置き、そして一方超過料金については1立方メートルから10立方メートルまでは、今までは基本料金だけだったんですね。それが一律利用者負担ということで10立方メートルまでは25円、11立方メートルからは210円、21立方メートルからは230円ということで、逦増料金体系と言うんですか、初めて私も耳にした体系なんですけれども、こんな料金の設定の仕方があるのかなと思って、初めて聞いておりました。

電気料金については何かこれを利用しているような話も伺っていますが、そんなことで簡易水道の料金体系が大きく変わったということと、それから一方、下水道については基本料金も上げると2,060円に。そしてこれについては10立方メートルまでは2,060円ということでそのまま据え置き、10立方メートル以降ですね、一律222円。165円から222円と。こういう上げ方で先程の話の中ではかなり下水については現在までもいろんな面で投資もしてまして、この償還計画

の中ではかなり今年も1億6,000万円ほど繰り入れしています。相当下水については大きな財政負担ということも認めることはできますが、そんな中で、どうも1点目は料金体系に何か統一性がないという気がします。これはそれぞれの簡易水道と下水道と、それぞれ設備のいろんな今後の状況を含めて設定しているということなんです。もう少しこの料金体系がシンプルにならないのかということ若干思いました。そんなことで、今後もし検討される余地があれば、もう少しその辺のことを検討するべきでないかという思いがあります。

それから料金の単価の上げ幅なんですが、これについては水道料の10立方メートルまでの単価が25円ということで、これは高齢者あるいは一人暮らしの方には相当配慮された単価ではないかと思っております。

いずれにしろ、今まで10立方メートルまでは1,650円で基本料金のみということでありましたけれども、皆さん方に公平に負担していただくということでの25円ということの設定で、今までどおり少量利用者にとっては配慮されているというふうに私は理解をいたしました。

それと営農料金の話になるんですが、これについては基本料金を4,650円から半額の50立方メートルまで2,830円ということで、これは大幅に見直しをされております。しかも、単価につきましては60円ということで、今までは92円だったんですが、こういったことを含めると営農料金についてはかなり配慮がなされているかなと思いますし、50トンを超えると92円から100円ということで、これの上げ幅がおよそ10%程度ということで、今言った一般消費者の値上げ幅とはかなり配慮した上げ幅かなと、そういうふうに私は理解しました。

それとただ、一方ではですね、大口消費者と言われる事業所の負担ですね、これについては相当増料金体系ということで、大きくなるのかなあと、その心配は若干しております。例えば病院だとか老人福祉施設、それから飲食店、温泉、床屋さんなど、水を多く使うところについてはもろにこの増料金というのはかかってくるわけで、それがどの程度かちょっとわかりませんが、特に人がそれぞれ生活されている施設というか、事業所についてはかなり大きな負担なのではないかという、そういう思いが一方ではしたところでございます。

そんなことで、今この2点について若干町長の思いがありましたら、まず料金体系について何らかのもう少しシンプルなものにならないかということと、単価の上げ幅の大きく影響するところについての考え方ですか、それについての配慮と言いますか、そういったものが今後どう配慮できるかどうか、その辺のところ、この2点について伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 ご質問の一つ一つにお答えはできないかもしれませんが、全体的なことをご理解いただきたいというふうに思います。私どもいろんな、先程も申し上げましたけれども、いろんな角度から、そして現状置かれている簡易水道の状況、それから下水道の状況、そうしたことを勘案しながら提案をさせていただいているわけであります。

コンクリートではないんだろうというふうに言われましたけれども、私は生コンクリートぐらいに思っています。時間は必要であろうというふうには思いますが、ご承知のように時間が経てば経つほどこの生コンクリートは固くなっていくというふうになろうかと思えます。それだけに、この期間は私どもとして町民の方々に少しでも理解を得るように努力をしていかなければならないというふうに

思っております。正式提案ということになるかと思いますが、最終的には6月くらいからというふうに申し上げておりますが、1月ぐらいに臨時議会を開催し、その時に提案をしていきたいと、このように思っております。

それから料金をもっとわかりやすくというか、簡単にできないものかというお話がありました。よくわかります。私もそれが望ましいというふうに思っています。下水道が整備された時に、上水道と同じようにというふうに設定しました。まさにわかりやすいというよりも、むしろその時は下水道でどのくらいコストがかかっていくのかというのがわからないということも含めて、まあまあ負担していただく方々には上水道と下水道と一体のものだから、こういう形が一番わかりいいんじゃないかということでスタートしたというふうに思います。しかし、今日時代が変わったというよりも、家庭生活が大きく変化して来たというふうに思います。また、家族構成も大きく変わってきたというふうに思います。そうしたことを含めて、先程申し上げているように、今までは簡易水道も10トンまでは1,650円という形をとってきたわけでありましてけれども、今度は1トンあたりという形で負担をしていただくというふうにしたのは、そういういろんな高齢化も含めてでありますけれども、そうした観点からそういう方向を打ち出ささせていただいたわけでありまして。

それから、営農料金でありますけれども、率直に申し上げて、もう少し上げたかったというのが率直な私の思いであります。多分、上下水道の、今提案している、お話している価格と言いましょか、単価の問題で言えば、私自身はもう少し上げたいという思いはあります。ただ、先程、冒頭申し上げましたけれども、飲み水はやはり命の源と言っていいんだらうと思います。それだけ日常生活において極めて大きなものでありますから、全体的な会計収支だとか、そうした問題だけでこの問題を論ずるわけにはいかないということから、今提案しているような内容になっているわけでありまして。

これからまだ時間がありますけれども、議員の皆さん方のご意見もいただきながら、少しずつ整理をしていきたいというふうに思っていますが、今までお話をしてきたような内容について、ぜひ議員の皆さん方のご理解もいただければと、そのように願っているところであります。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 限りなくコンクリート。生コンからコンクリートの塊にきつつあるというお話でありますけれども、ただ、今やつと懇談会、4地区。それから私も議員協議会、それから4地区の懇談会、それから地区の期成会の総会、計6回この値上げ案についてお話を伺っております。そんな中でも、やはり正直言ってこの料金体系がなかなか複雑で理解しにくいというか、自分のところに当てはめればどのくらいの負担になるのか、すぐ出ると思うんですけども、ただ、まだ町民の方については十分にこの辺のことを浸透していないというか、地域懇談会も4カ所で計合わせますと100数十人くらいだったと思うんですが、これが今後正月を挟んでいろいろお茶の間の話題にはなっていくのではないかと思います。まだそこまで浸透はしていないというか、行き渡っていないのではないかと、そういう思いがあります。

そんな中で、やはり一定程度の時間が必要ではないかという思いがあります。6月頃を施行期日にしたいというようなお話でありますけれども、そこで私の方ではちょっと意見としては、この公共料金の値上げについては大きな都市だとか、そういったところとは違って、町長自ら第三者機関で諮問をして、そこで代表の方に審議をさせていただいて、その答申を受けるという、そういった手順とい

うのは今のところ、この小さな町ですでないし、従来通り一定程度の値上げ案について議会に諮って、また町民にそれらを説明してきて値上げをしていると思うんですよね。

そんな中で今回の値上げ案については20トンが平均9割20トン。町民の利用者がだいたい9割が20トンの利用ということですが、そうすると、上下水道合わせますと、29%、約30%の値上げになります。そんなことを考えると、どうも家計に対する影響は大きいんじゃないかという意見の方もおられます。

そういったことを考えますと、緩やかにというか、段階的な値上げというのは考えられないのかということが1つあります。というのは、ある程度行き着くところはこの値上げ案があるとしても、消費者というか、住民の大きな負担感を持たせないためにも、そういったなだらかな値上げができないものかという検討が必要ではないかと。拙速な値上げや駆け込み的な料金値上げについては好ましくないと思っておりますし、来年6月までがそのリミットであるならば、もう少し段階的な値上げ案も必要ではないかと、そういう思いがいたします。

それと、この簡易水道、下水道のいわゆる財源をどこから持ってくるのよということになると思うんですよね。実質的にはもう経費というのはだいたいシミュレーションで出ておりますので、先程言われたように料金の値上げをするのか、それとも一般会計からの繰り入れで、いわゆる税金を使うのか、あるいは基金、いわゆる町の預金と言われている基金ですね、取り崩しながら町民の生活を一定程度維持する負担感のないように、そういったことでやるのか。そういったことが今後の課題と言いますか、論点になってくるんじゃないかと思えます。

そんな中で、この間の議員協議会の中では上下水道を値上げして20年間、平成50年までのシミュレーションをして、その中で繰り入れの性質ですね、基準内繰り入れと基準外繰り入れが実はあるんだと。その中で基準内については交付税措置されると。これは100%かどうかちょっと分かりませんが、あると。それと基準外については実質持ち出しですよと、そういうお話がありました。この基準外の持ち出しが20年間で約10億円だと思います。そうすると今の減債基金が15億円、それから財政調整基金が11億円8,000万円ということで、一定程度の貯金があるということで、これをある程度崩していかざるを得ないというお話がありました。

そんなことで、いずれにしろ、そういった資金には手をつけなければならないと思いますけれども、一方では値上げということもありますし、町民の負担感を和らげる一定程度緩やかな値上げ案というものはないものかどうか、その辺の見解がありましたら、コンクリートというお話がありましたけれども、限りなく固まっていくぞというお話がありましたけれども、その辺の配慮と言いますか、配慮がありましたら伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 議員の考え方と私の考え方とそんな違いはないと思うんです。問題は負担と言いましようか、使用量に対する負担というものについての考え方だと思います。それは立場上で少しずつ違うんだらうというふうに思います。簡易水道、もちろんそうでありますけれども、この施設整備をする時に、やはり町民の生活レベルと言いましようか、生活環境を良くしようじゃないかということから始まった事業であらうというふうに思っています。下水道の整備事業も同様であらうというふうに思います。そういう意味では簡易水道も、それから下水道も整備されまして、置戸町民の生活

レベルというのは格段に上がったと思います。あまり意識はないかも知れませんが、そうしたものだと思います。やっぱり負担の問題が出てきた時に、今いちど自分の生活というものを振り返る必要があるだろうというふうに思います。そうした中で、この負担の問題についてそれぞれが、町民の人たちが、それぞれ考えていただいて議論に参加していただくことがいいだろうというふうに思います。

どうしても本当にこの負担が難しいということになれば、必ずしもコンクリで考えるわけではありません。しかし、営農料金だとか、他の部分に期待するという面も出てくるかもしれません。トータル的にどの辺に落としどころを考えていくのかということになるかというふうに思います。

そうした意味ではぜひ多くの町民の方々のご意見も、議会議員の皆さんの立場からも、できるだけ多く聞いていただければと、このように思っております。30%でも50%でも値上げになるということは一定程度の負担感というのが当然ながら出てくるわけであります。しかし私は、町民の方々にはご理解いただけるのではないかとというふうに期待をしているところでありますので、ぜひ議会議員の皆さん方におかれましても、そうした観点からよろしく願い申し上げたいと、このように思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 何よりも負担する住民の理解が一番だということのお話です。まさにそのとおりでございます。先程も申しましたとおり、まだ住民の方が十分にこの値上げ案に対する現実の問題として浸透していないのではないかと、そういう思いがありますので、これからぜひそういった議論はしていただいて、何よりも住民の皆さんの考える、値上げに対する考え方を聞いた中で、現実的に条例の改正案を上程していただきたいと思っております。

それで、何としても新聞の記事にも出ておりますけれども、値上げありきの前のめりにならないで、ぜひ住民の皆さんからいろんな意見を聞いて、その中で来年の6月施行、もしくは段階的な値上げということが考えられるかどうか分かりませんが、そういったことの負担感を少しでも減らせるような方法論があれば、まだ時間があると思っておりますので、考えていただきたいのと、いずれにしろ自分たちが持っている上水道、下水道の施設を維持管理していかなければならないということが前提にありますので、そのところの住民負担の考え方というか、それをいかに理解してもらおうかということが大事だと思いますので、その辺のことを十分に勘案されまして今後値上げ案の上程にあたっては十分にその辺を理解してやっていただきたいと思っております。もしあればいただきたいと思っております。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 料金改定にあたりましては、前のめりにならないようにというお話がありましたけれども、私は全くありません。前のめりになるようなことは全くありませんので、そのことを申し上げておきたいと思っております。それと、簡易水道の整備、それから下水道の整備で30億円の50億円ですから、80億円ぐらいかけてきているわけですよ。いずれも上水道の整備も下水道の整備も事業としては実にお金がかかっている割には地味な仕事だというふうに思います。おそらくこれとてもよく知らない人が結構いるんじゃないかと思っております。いつの間にか、その簡易水道なんかの統合がさっと全町的に図られてきたと。

私はこの整備事業のスタートの時にも何度も申し上げてきてるんですが、今パスするということは

難しいことではないと。今現時点で困っているわけでないからパスすることは構わないと。しかし、間違いなく5年なり10年が経った時に、水道の整備なんていうことは特にやらなければならない事業として出てくるもんだというふうに申し上げてきました。そのことは今も変わっていません。

それと、最近の環境の問題と言いましょうか、それから気象の問題ということも含めてでありますけれども、非常に不安定な状況になってきていると思います。いつ、災害に強いと言われている地域だと言われておりますけれども、そうした災害が発生しないというふうには誰でも言えることではありません。それだけに水の問題についてはきちっとしたことをやっていかなければならないということで、これだけのお金を投資してきました。そんなに一般財源含めてそんなに大きな財政規模でもない中でやってきました。そうしたことも含めて、料金の問題についてご理解もいただければなというふうに思っております。しかし、この町に住んでいる人たちの合意形成でありますから、料金の設定にあたっては多くの町民の人たちのご理解をいただいてスタートさせたいと、そのように思っております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは十分に町民の皆さんに説明されて、合意形成をいただくように今後期待いたしまして私の質問はこれで終わります。

○佐藤議長 次に2番 澁谷恒壹議員。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 それでは通告にしがいまして、私の方から教育長に質問したいと思います。地域住民が学校運営に参加するコミュニティ・スクールについて。

この制度は児童生徒の保護者や教員、自治会長などで学校運営協議会を作り、学校の活動や課題について教育委員会や校長らに意見を述べる制度で、オホーツク管内で5校がコミュニティ・スクール制度を導入しているということですが、このコミュニティ・スクールは学校と保護者の地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで一緒に共同しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める法律に基づいた仕組みということですが、置戸町ではすでに小学校、中学校に学校評議員を平成15年4月より設置し、校長の権限と責任において保護者や地域住民等の意向を把握し、その協力を得て、開かれた学校づくりを推進するとありますが、何か似たような内容にも思います。

教育長は先の教育行政方針の中で、いろいろあった中で、子供の体力の低下を掲げ、日常生活の取り組みとして登下校の歩く距離を確保し、基礎体力の向上に取り組み、これまで以上に学校、家庭、地域が連携し、効果的な取り組みを進めるとし、また、中学校も統合してから40年になり、小規模校となりました。

小中一貫教育を見据えた教育環境の一層の充実を図ることも掲げておりました。また、小学校が平成21年度に統合されスタートしたわけですが、小規模校と言っても過言ではないと思います。統合する前にそれぞれの地域が住民と密接な関係があり、学校行事が地域のイベントとして位置づけられていたと思います。統合する時に話題としていた地域性を取り入れ、地域と学校が一体となって子供たちのために可能かどうか検討し、進めていくということでしたが、地域との関わりについて具体的に進めていることがあればお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 地域住民が学校運営に参加するコミュニティ・スクールについて回答させていただきます。議員のご指摘のあった地域とともにある学校づくりは、新学習指導要領で特に重視されており、本町においてこの理念に配慮した教育課程を編成し実施していかなければならないと考えているところです。

地域住民が学校運営に参画し、学校を応援することを狙いとしたコミュニティ・スクールについては、本町ではまだコミュニティ・スクールとは掲げてはおりませんが、学校と地域が連携共同した活動の推進については、できるところから進めているところです。

まず、今年度よりコミュニティ・スクールを核となって推進する学校運営協議会を見据えて、小学校中学校それぞれの学校評議員会、議員からも説明がありましたが、学校運営協議会と重なっている部分が6割、7割、柱は全く学校評議員会と同じだなと考えておりますが、今まで学校評議員会については学校それぞれで行っていましたが、この学校評議員会を学校運営協議会に近づけたいという思い、それから小中一貫教育の推進からも、小中合同で会議を開催した方がいいというふうに判断をして、今年度から、それぞれ行っていた学校評議員会を合同で評議員会を開催することとしました。各評議員から様々な意見をいただきながら、小中それぞれ学校経営そして課題の共有を図ることができて良かったなというふうに考えているところです。また、最も重要となる学校の地域支援については、地域コーディネーター、元置戸小学校の校長の大石先生に担当していただいているんですが、今までは、くるみの方の経営改善に当たっていただいて、その経営改善、課題があった部分についてはかなりクリアできたなというふうに判断しておりまして、これからはこの地域支援の方に重点を置いてやっていただくということで、この地域コーディネーターの積極的な働きによって充実を図っていきたいというふうに考えています。

学校ではどんな地域資源を必要としているのかを把握して、地域コーディネーターがその支援策の学校と地域の窓口になって支援に当たることができるよう準備を進めているところです。

今は総合的な学習の時間、キャリア教育、いわゆる職場体験学習ではすでに地域の方々の支援を受けておりますし、今後は授業ですとか、あるいは行事、遠足なんかで地域支援を実現していけたらなというふうに考えています。これは課題となっている教員の多忙化の軽減にもつながるというふうに判断していますので、積極的に進めていきたいなというふうに思っています。

今後はさらに地域との一体的な関わりを重視しながら、地域とともにある、特色ある学校づくりを推進していきたいというふうに考えているところです。

○佐藤議長 2番。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 今、現在進行している状況のお話をさせていただきましたけれども、将来的に見た時に、やはり地域と学校が密接な関係を持っていくのが当然であろうと思っておりますし、子供はもちろん大人たちが学校に対するいろいろな思いが伝わっていくのかなと。その一つのスタートとしてぜひ進めていってほしいなと、そう思っているところでございます。

その中で自分自身を考える時に、やはり町内にいろいろな各種団体がございまして。そういった団体との連携が取れていくなれば、まだまだ学校と地域が近くなっていくのかなと、そう考えてもおりますので、将来的にはそういったところまでぜひつなげていってほしいものだなと。

その中に昨年ですか、私一般質問をしておりましたけれども、その中にパーク場の話をしました。

その利用効率の関係から言っても、そういった事柄が徐々に入っていけば町全体にも広がっていくのかなど、それとこれらがある程度町民に理解をされていくようになっていけば、当然社会教育の観点からも町民も理解しやすくなっていくのかなど、そういうふうにも思っておりますので、ぜひ進めてほしい。

それと先般の新聞を見ますと、中教審の方からいろいろ、今回私が質問をしようとしているような内容のものがちらちら出てまいりましたので、そのことも含めてちょっと申し上げたいんですが、外部の部活とか、そういった指導者については各自治体が指導者を養成して、その分の予算は国の方で予算化していくというようなことが出ておりましたし、そういったことが充実していくことによって、今言われていたような内容のものがスムーズに持っていられるようになるのかなど。先生方の負担も当然軽くなっていくだろうし、そういったことでぜひ進めていただきたいなと、そう思っております。

先に向けてはそういうようなこともございますし、教育長には先頭に立ってやっていただきたいとそういうふうに思っているところでございます。現在の置戸小学校あるいは中学校、統合になってもやはり先程申し上げましたように小規模な学校でございますので、ぜひそういったことではやってほしいし、またやれるんじゃないかなど。

自分が教育委員をやっていた時にも感じたことは、学校側のカリキュラムとどうも町全体の人たちの理解との差がかなりありまして、本当に子供の数が少ないのにどうしてそんなに忙しいのかなみたいな、そんなこともよく言われましたので、そういう部分が来年度以降は文科省を先頭にこういうことの解消と言いますか、問題の解消につながっていくのか、課題解消と言いますか、そういうようなことで持ち上がってきたのかなど、そういうふうに思っておりますので、ぜひこれを実現するためにがんばっていただきたいなと思っております。

以上、私の方はそういうことで、これから教育長が先程、答弁いただいたんですが、その他に教育長の立場でこうしたいということがもしあればですね、具体的に聞きたいところもあるんですが、それは持ち合わせはありませんですか。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 道教委それに文科省から年々いろんな政策が降りてくるんですが、どうも最近では中央寄りでしかも一律でということで、なかなか置戸町のような小さな地域を十分把握していないままに降りてきているなということがあって、議員が教育委員長時代にもそうですが、その施策に反感を覚えたり、議員の力を借りながら抵抗してきたこともありました。このコミュニティ・スクールについても今のところ何か形だけを作って、後で中身をつけていくというような動きが何か感じていて、少し時間をかけながら判断していきたいなというふうに思っているところです。

それでですね、ちょっと学力学習状況調査の数字をちょっと紹介させていただきたいんですが、家の人と学校のことを話すかという質問で、置戸町の小学生は80%話す、中学校で75%話す。これは全国平均より高いです。あと、家の人人が授業参観や運動会に来てくれるかという質問では小学校、中学校とも100%です。これは凄い数字です。あと、地域の行事に参加していますか。小学校87%、全国平均62%です。中学校80%、全国平均33%です。ボランティア活動に参加していますか、小学校93%、全国平均59%。中学校90%、全国平均70%。地域の大人に勉強やスポーツを教えてもらったり遊んだりすることがありましたか。小学校100%です。全国平均40%。中学校4

0%、全国平均23%ということで、これはもう胸を張って自慢できる数字だなというふうに考えています。

置戸の子供たちは家庭で、そして地域にしっかりと見守られながら育っているということがこの数字からわかります。置戸で中体連の応援に行くと、大きな北見の学校よりも遥かに多いです。お父さんお母さんももちろん、おじいちゃんおばあちゃん、そしてもう子供がいなくても地域のおじさんおばさんたちが応援に来ている。まさにこれが地域支援だなというふうに考えています。

それぞれ年代年代できちっと役割を果たしながら子供を育てている。だから置戸の子供たちは健やかに育っているんだなというふうに考えております。これが本当の地域支援だなというふうに私は判断しています。これをなくさないようにしっかりとやっていきたいというふうに考えているところです。

○佐藤議長 2番。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 現状と置戸町の子供たちの日常の生活等をお知らせしていただきましたけれども、大変喜ばしい内容だったなと、そういうふうに思ってもおります。したがって、あと我々町民としてのやはり学校に対する思いなり、協力体制がどういう形でできるのかなというのがそれぞれの地域やあるいは組織等で検討あるいは交流ができるのであれば、そういったことも含めてやっていくのが子供たちのためにもなるのかなと、そう思ってもおります。

そんなことで、私の方からは以上で終わりたいと思いますけれども。最後に先程の文科省から出た部分で行きますと、ちょっと申し上げたいんですが、公立校に外部人材を7,500人を負担軽減ということで部活の指導等に補助するということが具体的に謳われておりますので、これらについても十分検討していただきたいなと思いますし、現在の学校のカリキュラムの中では無理かもしれませんが、このように学校と地域が連携し、実践するということが、先程申しましたように町全体に社会教育として進めていく必要があると、そういうふうに感じております。

そこで学校教育、社会教育現場の先頭にいる教育長でございますので、各関係機関との検討も必要だと思いますので、その方向に向かっていくことを期待しまして私の質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 しばらく休憩します。

11時5分から再開します。

休憩 10時45分

再開 11時05分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番 嘉藤均議員。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 通告に従い、本町におけるふるさと納税の現状と今後の取り組みについて町長に質問をいたします。

ふるさと納税の制度は、平成20年度から始まり、今年で9年目になります。税制を通じてふるさとに貢献できる仕組みができないか、そのような思いのもとにふるさと納税が導入されました。一つ

には、納税者が寄附先を選択する制度。使われ方を考えるきっかけとなる制度。納税の大切さを捉える貴重な機会になる。2つには、世話になった地域や応援したい地域へも力になれる制度。人を育て自然を守る地方の環境を育む支援となる。3つには、自治体が国民に取り組みをアピールし呼びかける。自治体間の競争が進むこと。選んでもらえるのにふさわしい地域のあり方を改めて考えるきっかけと繋げるという3本の柱があります。また、納税者と自治体がお互いの成長を高める新しい環境を築いていくこと。自治体は、納税者の志に応えられる施策の向上を。一方、納税者は、地方行政への関心と参加意識を高める自治体と納税者の両者が共に高め合う関係です。一人一人の貢献が地方を変え、そして、より良い未来をつくる全国の様々な地域に活力が生まれることを期待しております。全国の自治体や近隣の自治体でも、ふるさと納税を積極的に取り組んでいますが、置戸町においては、そこまでには至っていません。全国の大勢の方々に置戸町への理解を深めてもらい、町の応援団になってもらう一つの手段として、この制度を積極的に取り組むべきと考えますが、本町の現状と今後の取り組みについて、町長の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 ふるさと納税の現状と今後の取り組みについてということでのご質問であります。過去にご質問をいただいた方いらっしゃいます。その時にお答えしてはありますが、私のふるさと納税に対する考え方は、基本的に、平成20年度からスタートしてから変わっておりません。しかし一方では、10数億円だとかって億単位で、どういう関係が分かりませんが、税を納めてくれているという、しかも結果として、どうでしょうか、2~30%の残るっていうか、2~3億円っていうことになりましょうか、そういうような自治体が紹介されますと、ちょっと羨ましい感じはいたします。しかし、基本的な私の考え方について申し上げたいと、このように思います。

現状と今後の取り組みということでのご質問であります。議員の方からもお話がありましたように、純粋な気持ちでふるさとを思い、あるいは思い入れのある町を応援したいと。考えている方々への税制面での支援を行うため、平成20年度からスタートした制度であります。ご案内のとおりであります。本町における現状を先に申し上げたいと思っておりますが、ふるさと納税制度の始まりから現在まで、232件、約6,500万円のご寄附をいただいております。直近で申し上げますと、平成27年度は19件で、626万円。28年度が22件で、792万円。平成29年度、今年度であります。現在まで18件で、430万円となっております。また、ご寄附をいただいた半数は、町外在住の方でありまして、その金額は、約3,600万円ということになっております。新聞やテレビなど報道では、このふるさと納税を利用した節税対策の記事あるいは自治体からの返礼品の紹介など、ふるさと納税額の増加や知名度アップなど、地域振興に大変役立っているといった事例が多数紹介されております。

一方、国、総務省からこの返礼品の送付を強調して、ふるさと納税を募集していることは慎みなさいというような通知があります。あるいは、ふるさと納税の趣旨に反する返礼品。また、地元住民には送付しないことというような制度の趣旨に沿った、責任と常識のある対応を徹底するように通知が来ているわけでありまして。純粋に置戸町を応援して下さる方への感謝の気持ちとして、例えばであります。オケクラフトをはじめ、町の特産品を送ることで、その消費が拡大し、町の経済活性化の手段となるのであれば、検討の余地はあるのかも知れませんが、内容はともかくとして、納税額が億単

位と聞きますと、率直に申し上げまして今申し上げたように、羨ましいという気持ちがないわけではありません。しかし、私自身は寄附に対する返礼品で結ばれる関係ではなくて、純粋な気持ちでふるさとの置戸あるいは直接的に置戸とは関係ないんだけど、何か頑張っているところがあるねと。森林の町でオケクラフトというのが随分全国的に知られてきているねと。そういう中で研修制度だとか、いろんなまちづくりにそうした人たちが直接間接役立っているじゃないかと。だから自分も少し手助けできればなというようなことで応援してくれる、私はそういう方に期待をしたいというか思っております。それぞれの考え方があるかというふうに思いますけれども、寄附本来の精神ということよりも、心のつながりというものを大切にしたいというふうに考えております。今後もあらゆる機会を捉えながら、置戸の魅力などを定期的に情報提供することで、一人でも多くの方に置戸町に対する思いやご支援を継続していただけるよう努めてまいりたいと、このように思っているところであります。

先程、ここ3年ほどの寄附してくれた方々の件数と金額について申し上げましたけれども、内容お一人お一人見せていただくと、私はその思いが十分伝わってきているものだというふうに思っております。件数あるいは金額、本当に決して大きな金額、件数ではありませんけれども、私は寄附をしてきている方々のお一人お一人の気持ちが、少なくとも置戸町では受け止めているというふうに考えているところであります。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 ただいま町長から、現状と今後についてということで答弁をいただきました。今、返礼品の関係ですか、返礼品ということで、あまり町長も好まないような意見もありましたけども、確かに、返礼品をとということになりますと、町としてもいろいろなことで検討を加える必要があるのかなというふうに考えますけども、置戸町には、先程、町長が言っていたクラフトですか、あと、ほか農産品にしても他の町に誇れるものがたくさんあります。ぜひとも町の活性化ということも含めて、そういうものを利用していただければなというふうに考えていますし、また、返礼品ありきということではなくて、町の施策ですか、町の取り組みに対して全国からいろんな応援をいただいて町の施策に役立てると、町の施策を理解していただくというような形でのふるさと納税もあるのかなというふうに考えていますけども、ただ、返礼品ありきではなくて、いろんな形でのふるさと納税を置戸町として模索していただきたいというふうに考えておりますので、町長の意見をいただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 基本的な、この制度に対する私の思いというのは、基本的には変わらないというふうに思います。ただ、この制度を活用しながら置戸の農畜産物と言いましょか、そういうところまで市場拡大と言いましょか、そんなことに繋がっていくんだとすれば、それはそれで考えてもいいんだらうなというふうに思います。ただ、私は基本的に税を数億円集まっているところがあるわけです。しかし一方では、本来、納めてもらうべき、もらえるべき自治体にとると、その分減っているということでもあります。税というのは、そんなものなのかと。私は、経済行為と市場を拡大していくだとか、町の活性化にそれが繋がっていくだとか、経済行為とは明らかに私は違うんでないのかと。税っていうのは、もっと真摯なものだらうというふうに基本的には私はそう思っているものですから、

みんな税のさっきの水道の問題ではありませんけれども、やはり税に対する負担という問題は、これは明らかにあるというふうに思います。人によってでありますけれども、そんなことを考えますと、私は基本的にどうなのかと今でも率直に言って疑問を持たざるを得ないというのがこの制度であります。しかし、羨ましいというのも事実であることは否定しませんので、その辺ご理解いただきたいと思えます。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 税のあり方ということで町長の方からありました。私も税についてはそういうことを感じているわけではありますけれども、今、置戸町の子供たちにもいろんな支援をしております。そういう子供たちがみんな置戸町に残って置戸の住民として小さい時に受けた税を大人になって返すということではありませんけれども、そういう思いが他の地域に移った時にでも置戸町の応援をしたいと、小さい時にお世話になった置戸町への応援がしたいとか、そういう意味での税であれば、私は全然構わないのかなというふうに考えていますし、数億円、大きいところでは何十億円もお金が集まってくる自治体もあるということを聞いております。中身的には、子育て支援でありますとか、何かものを建てる時の資金源にしたいということで目的を持ってやるということでは、置戸町においても保育園の無償化とか、これからいろいろ課題の出てくる老人ホームの建て替えに関わる時の資金になるような、そういう準備ができるのではないかということも含めて私は今回、また、町長の考えでは変わらないということではございますけれども、少しそこを柔軟にさせていただいて、町の為に何とかこの制度を利用していただいで、少しでも置戸町のためになるようお願いをしたいと思えますけど、町長意見あれば伺いたいと思えます。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 一生懸命やられている自治体をどういう言うつもりは全くありません。全くありませんけれども、私は先程もちょっと触れてますけれども、これは返礼品で繋がっている関係だというふうに思います。最近、魚がなかなか、秋鮭でしょうか、捕れないから冷凍いくらが非常に人気があるというような紹介もあります。そういう繋がりの中で今この制度が脚光を浴びているというふうに思うんですけれども、いろいろとご意見いただきながら、決して固執しているつもりはありませんけれども、基本的な私の考え方を申し上げたわけでありまして、状況によってはどうでしょうか、そう期待できないと思えますけれども、柔軟に考えたいと思えます。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 そう期待できないと、今、町長のお話でありましたけれども、私は逆に言うと、そういうことを今何て言いますか、取り合いになっているとか、返礼品ですということだけじゃなくて、置戸独自のふるさと納税と言いますか、何とか置戸は違うんだぞというところを見せていただいで、ぜひともこの制度を利用していただきたいというふうにお願いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思えます。

○佐藤議長 6番 岩藤孝一議員。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは通告に従いまして、町長に2点ほど質問をしたいと思えます。

まず、質問一つ目ですけれども、既に8月1日から、へき地患者輸送バス2台が運行をされております。

す。1台は、ほのぼの号。そしてもう一つが、にこにこ号という名称で、町内あるいは各地域4地区にまたがってということで役割を分担して運行していると思います。そこで、いろいろ利用されている方々からいろんな意見や、今後4月以降どうなるんだろうねとかってというような問いかけを耳にします。そこで、ここで改めて4月以降の運行体制の見込み、どのような形でこの2台を運行させていくのか、町長にお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 新規導入の、へき地患者輸送ワゴン車の運行状況についてのご質問であります。このワゴン車については、議員からもお話がありましたけれども、本年8月1日から、秋田、境野、勝山の各地区に加えまして、新たに運行を開始した、置戸市街地区あるいは市街地区の中心部から比較的距離のある拓殖地区と若松地区、新光地区にお住いの、概ね65歳以上の方を対象として、午前1便、午後1便の運行をしているところであります。11月まで4カ月間の利用状況であります。秋田、川南、春日、常元、拓実地区のこの路線では、752人の利用で片道1回当たり、平均3.8人の乗車ということになっております。続いて、置戸市街地区の部分であります。305人の利用で片道1回当たり、平均1.0人の乗車となっております。また、拓殖方面と川向方面とも、ほぼ同数の利用者数でありまして、午前9時発の便が一番多く利用されております。

今後の運行体制についてですが、まだ試験運行の半分を過ぎての利用状況でありますので、もう少し推移を見定めなければなりませんけれども、先日開催した地域懇談会で、運行ルートを拡大してほしいとの要望やご意見もいただいているところであります。ご承知のとおり現在は、患者輸送車として限定的な形で運行しておりますけれども、高齢化率が40%を超える現状を考えますと、高齢者や、あるいは障害のある方、交通手段を持たない方等の一般利用に拡大していくことが急がれるところであります。

そこで、新たに地域巡回バス、いろんな表現しますから、ちょっと質問される方も戸惑いがあるかもしれませんが、コミュニティバスというふうと同じ同義語だというふうに思いますけれども、地域巡回バスとして運行することによって、運行ルートあるいは利用方法について幅広く柔軟な対応が可能になるであろうというふうに思っておりますので、関係機関との協議を早急に整えて、早ければ新年度から新たな形で運行できるように進めたいというふうに思っているところであります。また、公共交通機関である、北見バスとの接続を図り、地域交通網の整備を進めることで路線バスの維持や、あるいは商店街の活性化にも繋げていければというふうに考えているところであります。8月1日から運行しているワゴン車、ほのぼの号あるいはにこにこ号の状況は、今申し上げたようなとおりでありますので、少しでも関係者と言いましょか、そうした人たちに役立つような運行を今後とも検討していきたいと、このように思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 今、町長の方から答弁いただきました。私のと言いますか、長年の夢って言いますか、一般質問も何度かやってきたと思いますけれども、置戸町内でコミュニティバスあるいは巡回バスと呼んだらいいのでしょうか、そういったものを走らせたいなということが、今、町長の方で新年度に向けて検討していくと、進めていきたいというような答弁だったというふうに思います。とっても喜んでるところなんです、どうして4カ月間でいろいろな利用者の不満ですと

か、不便さというものが出来たのかなってというような、いろいろな理由があるんだと思います。確かに患者輸送バスということで、予算は福祉課の方から出ております。このワゴン車の運行に対しての意見だとか説明だとかってというのは、町づくり企画課長がすると。その辺の整合性が取れていないのがまず第一にあったのかなというふうに思います。

ワゴン車購入の際にも、後から言われたことなんですが、今回、購入した2台については、ステップが付いていないと。オートステップが出てこないんだって、高齢者が乗るのには、とても大変な思いをしていると。逆に、ほのかの方のさわやか号ですか、それはオートステップが付いているんですよ。どنگりに導入している送迎用のバスも、オートステップが付いていると。それなのに、このへき地患者ワゴンバスには、オートステップが付いていないと。後付けもできるんでしょうから、後で新年度に向けてでも、このオートステップ17万円前後でオプションで付けられるというようなことですので、ぜひともそれも合わせて検討していただきたいと思いますが、この地域循環バス、コミュニティバスというものへ移行していくということで、先日、議会として池田町の方に行って、あいバス、コミュニティバスの視察に行っているいろいろお話を伺いました。平成24年に法定の協議会を立ち上げて、その地域の患者輸送バスということではなくて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律。これに基づいてのあいバスの運行と、そういうものについて行っているんだというようなことでした。ある一定のハードルと言いますか、法定協議会設けて、その中に置戸で言えば北見バスの会社の方も入っていただいて、あるいは置戸ハイヤーの方も入っていただいて協議会を立ち上げて、全体としてどのような運行体制、ルートあるいは賃金、乗車に際しての費用、賃金がかかってくるのか、その辺りも含めて検討していかなくちゃならないと。そういうハードルが一段高くなるということも分かりますけれども、そういうものをクリアしていくと、国の方の補助も出ると、補助金もあると、そういうようなしっかりした形でコミュニティバスというのは、先程町長言われました通り、40%を超える高齢化率の中で、また免許証を返納する方が増えている中でということ、今後置戸の中では、ますます利用が必要になってくる、需要が高まっていくということだと思いますので、ぜひともその辺も含めて検討していただきたいというふうにと思いますが、町長いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 患者輸送車、へき地の患者輸送車を導入する時に、やはり行政としてできるだけ国の予算と言いましょか、制度を最大活用しながらと、いわゆる地元の負担が少しでも少なくなるように、あらゆる手段を講じてと言いましょか、いろんな制度を探しながら整備してきたというものであります。ですから、必ずしも整合性が、議員の言葉で言うと整合性が取られていないんじゃないのかと。こっちは地域福祉センター、こっちは企画でやってる、もう少し何とかならないのかということもよく分かります。よく分かりますけれども、導入してきた経緯もありますのと、それから何と言っても、北海道北見バスとの関連があります。このバスは、ご承知のように、ふるさと銀河線が廃止になりまして唯一の公共交通機関としてのバスであります。そしてこのバスは、ご承知のように北見から訓子府、置戸、そして陸別まで行って十勝バスに繋がるという形になっているわけでありませう。従いまして、実際としては、町としては北見バスあるいは十勝バスとの関連というのは、これはやはり負担が一定程度大きくなってきても、お互いの自治体同士の信頼関係のもとで運行していかねばならないというふうに思います。そうした中で、バス会社との関係というのも私共としては、

きちっと信頼関係を築いていかなければならないというものが一方ではあります。

それと、議員の皆さんが視察されてきた池田町での町の形成と言いましょか、池田町の形成と置戸町の町の形成状況というのは、やっぱり違うわけでありまして。特に置戸の場合というのは、ご承知のように、この置戸町を中心にして勝山、境野、秋田というような大きく分けて4つの集落になるわけでありまして。しかし、その集落をさらに囲んで、やはり川南だとか豊住だとか、いろいろあるわけでありまして。ここに住んでいる人たちを限なくと言いましょか、できるだけそうした人たちの声に答えるようなバスの運行というものを考えた時には、相当難しい状況があるということでありまして。それでも、やらなければならないのが今日の高齢社会に対する対応だと思っております。ですから、やりたいと思っておりますけれども、これが進んでいったら恐らく、今は石北線の問題がいろいろ議論になっているわけでありまして、留辺蘂町の留辺蘂の駅まで繋げるように考えてほしいということは、容易に考えなければならぬことだろうと思っております。そうしますと、さらに置戸町、置戸の町から秋田に行き、そして秋田から、北見市留辺蘂町の駅に石北線に繋げるようにと言うような問題も私は早晩出てくると思うんです。ですから、そういうことも含めて、このワゴン車の運行について、今から考えていく必要があるだろうというふうに思っております。

それから、ステップが付いてないというお話がありましたけれども、申し訳ありません。私も知りませんでした。ぜひ付けたいというふうに思います。遅くとも新年度にはつけたいと、このように思いますのでご理解いただきたいと、このように思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 今、町長の方から留辺蘂駅に将来的にはそこまで要求と言いますか、そういうことも出てくるのではないかというようなお話がありました。確かに留辺蘂駅に直通で行けるバスがこのコミュニティバスで利用できてというふうになれば、ほんとに良いだろうなというふうにも思います。一足飛びにそこまで行くというにも思いませんけれども、将来的にはということでも聞いておりました。ただですね、今、運行しているバスは無料で運行しております。それが今度、コミュニティバスというようなことになれば、池田町の例を挙げますと、大人1回100円と、子供が50円と。それを財源、収入として、それが財源の中でどれだけ占めるかということは、微々たるものなのかもしれませんけれども、利用するに当たっては、何もすべてが無料というようにする必要はないと思っております。町民の方々にも利用するには、その費用の分担っていうものは、当然してもらおうというのが、先程の水道の話じゃないですけども、それは当たり前なことなんだというふうに思います。そんなことも加味しながら、企画課長、新年度に向けて大変になるんだろうと思っておりますが、ぜひとも良い運行体制、形態を考えていただいて、4月1日からの運行というものを始めていただきたいというふうに思います。それを申し上げて次の質問に移りたいと思っております。

2つ目の質問ですけども、ほんとに単純な質問です。12月2日の北海道新聞に掲載されておりました、北海道文化放送UHBが1月から地上デジタルのデータ放送で、道内各自治体の情報、災害時の避難勧告や検診あるいは排雪作業等の日程等、そういった町の情報をデータサービスとしてUHBのデータ放送で放送できる、見れるようになると。その試験運用を1月からすると。これに関しては、各自治体の担当に打診をしながら、職員が直接情報を打ち込めるような仕組みにするということでもありました。それについて、置戸町の対応、UHBの方からそういうもの、1月からって

うことなので、すでに来ていたと思うんですが、そういう連絡なり通知なりというものが来ているのか、また置戸の今後の対応について伺いたしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 UHBの自治体情報システムについてということでの質問であります、ご案内のように12月2日の北海道新聞の朝刊だったというふうに思いますが、自治体情報データ放送UHB、1月からという記事が掲載されておりました。その後、11日に届いたオホーツク総合振興局経由の案内文書によりますと、北海道文化放送、UHBであります、この地デジの8チャンネルであります、北海道150年パートナー事業として、平成30年1月から、来年の1月から契約された各自治体より発信される自治体情報、8チャンネル放送のデータ放送、この画面に表示させるサービスを開始するというであります。平成30年1月から3月までの3カ月間については、試験運用として無料でサービス提供されますが、4月以降は年間契約金が5万円、さらに月額利用料として3万円がかかるということであります。ただし、平成30年度は、北海道150年記念サービスとして、年間契約料は無料のようであります。

記事にはありましたけれども、町から発信する様々な情報が、自宅テレビのデータ放送で簡単に知り得ることは、非常に有益なサービスであるというふうには思います。しかし、まだ案内をいただいて間もないわけですし、サービス内容も十分に把握できておりません。また、特に気にすることではありませんけれども、他の自治体の利用動向などを踏まえながら、今後検討していきたいというふうに思います。情報化時代といわれ、また、情報手段として、こういうようなものが沢山出てきているわけではありますが、私は、もうそろそろ自治体と言えども、そうした問題については選択をするという時代に入っているというふうに思います。いろんな記事を拾い上げて紹介してくれるのは大変ありがたいことではありますが、やはり今申し上げた8チャンネルの関係については、当然、こうしたデータ放送の競争も激化しているであろうと、こういうふうに思いますので、8チャンネルがやるということは、他のチャンネルもいずれはやるというふうに思います。今は、簡単には乗る必要性はないと、そのように思っております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 町長が言われる通り、8チャンネルがやれば6チャンネルがやりということになるのかもしれませんが。本来ですと、今話題のNHKがこれをやるのが当然のことと言えますか、一番正しいことなのでしょうけども、企画課長、またここで出てくるんですが、防災組織、防災関連の説明の中では、今デジタル化を進めると、あと各町内にデジタルの無線機、受信機を設置するですとか、いろいろな最近起こっている災害に対しての防災に対しての施策、そういうものが今行われて4月以降運用されているようなことで進めております。防災無線のデジタル、或いは町内会への受信機の配付、あと情報メール、あと地域懇談会の中でもいろいろ言われましたけれども、広報車の拡声器が聞こえないですとか広報のあり方の見直しとか、いろんなことが今検討されているとは思いますが、先程町長、入会金5万円、そして毎月3万円というようなお話がありました。この費用を考えると、そういった防災上の関係からみても、費用的に全然安いのかなと、そんなふうに思います。メールにしても例えば、防災無線の受信機にしても、各町内会の会長さんに持たせるですとか、そういった数からすると、今テレビのない家庭というのは、ほとんどないと思います。その中

で、地デジに今100%変わってますので、デジタル放送を見るのはdボタンを押せば、すぐ情報が見れるような状況だと思います。ということを見ると、町民の方が一番知りやすいと言いますか、確率の高いというものは、逆を言えば、このテレビなのかなと。テレビのデータ放送なのかなというようにも考えられます。メールで、今防災メール登録しているのが500件ぐらいでしたか、それ程の、町民の中で言うと割合は低いと思います。町内会長さんに配付した受信機、それを通じて町内の皆さんに情報が伝わるのは多分、ある一定の時間がかかるというように思います。そんなこと考えたらこのdボタンを押して、データ放送見るんですよというような案内ぐらいは僕は、簡単なことなのかなというふうに思います。一つのですね、アイテムと言いますか、防災に関してのツールの一つとして、このUHB、今回どんな形になるか分かりませんが、少し新年度に向けて考慮して検討してみる必要があるのかなというように思います。町長、そのあたりもう一度お願いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 議員の方からお話がありましたけれども、自治体情報の提供については、一つでも多くの手段を持つということは大切なことでありますが、ご承知のように、本町ではホームページあるいは携帯電話の情報メール、加えてデジタル化を進めている防災無線あるいは広報紙など複数の手段を持っているわけでありまして。UHBのサービスが広がって、NHKをはじめとして民放各社が同様な案内が出た際には、費用負担も大きくなる心配があるだろうということも含めてであります。先程もちっと申し上げましたけれども、現段階では積極的な対応は難しいだろうというふうに考えているわけでありまして。いろんな情報の手段っていうのは、今持っているわけでありまして、信頼も含めてでありますけれども、やはりテレビで入手する情報というのが早いということも含めて、それと利用しやすいということも含めて、それは否定できないと思います。これからもいろんなものが出てきたとしても、やはりテレビが一番なのかなと。それは簡単にスイッチ一つで情報を受け止められるというのが一番あるというふうに思います。

しかし、災害と言いましょか、防災で申し上げるならば、やはりこれからは、自分自身を自分が守っていくんだということが、これがやはり定着させなければならぬというふうに思います。このいろんな情報の確認からとか情報を入手するだとかっていう問題とは別にと言うよりも、当然そちらと連動するんでありますけれども、自分の身は自分で守るっていうそうした地域防災力を更に高めるといふ意味も含めて、今日までいろんなシステムを構築してありますが、これは、結構な費用負担といいましょか、経費はかかりますけれども、私は町民をそうした防災だとかそういうことに対する関心も含めて、そういうレベルアップと言いましょか、そういう位置に持っていく必要があるだろうというふうに思います。最近のいろんな情報を含めてでありますけれども、そういうことがますます必要な時代になりつつあるというふうに思ってますので、そうしたことも合わせて、今後こうした問題について考えていきたいと。このように思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 この北海道文化放送、UHBですけども、8チャンネル、先程町長言われましたけれども、北海道命名150年を記念して、この事業に取り組んでいると、そういうようなことであります。UHB、民間放送ですけども、そんなひどいこととは思えませんので、ぜひとも情報が入ってくれば、良い情報であればぜひとも置戸町としても、それを利用するように、

また、4月以降もし良ければ一つのアイテムとして防災のための一つとして考えていただきたいと、そんなことを申し上げて僕の一般質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 これでは一般質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 11時55分

再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 3 議案第53号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する
条例から

◎日程第 11 議案第61号 町道の変更認定についてまで
————— 9件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第3 議案第53号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第11 議案第61号 町道の変更認定についてまでの9件を一括議題とし、これから質疑を行います。

〈議案第53号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 まず、議案第53号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第54号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第54号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 これちょっと意見になるかもしれませんが、特別職の期末手当の率についてなんですけど、次の55号と関連なんですけど、比較なんですけど、0.5カ月特別職については低いって言うのか、何らかの制度改正の時にそういうことになって、ずっと引き継いできているんですね。今回も上程されているので修正はできないと思うんですけど、次回って言うか毎年これ人勧に基づいて条例改正が出てくると思うんだけど、その時に一般職と合わせた率を同じくするって言うのか、その方がこちらの方も見やすいついて言うか、今、それに対してどうのこうのっていうのは特段ないと思うし、給与改定の減額の時に多分0.5差をつけたんだと思うんですね。僕もちょっと記憶がないんですけど、もし差し支えなければ、同率にした方がいいんじゃないかという思いで質問しました。それで、他の町はどうなっているのか分かりませんが、ほとんど一般職と特別職の率は、常勤特別職については同

じだと思うので、その辺よく検討されて率を同じ率の方がいいかなと思うんですが。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 議員の質問のとおり、本年度の改定につきましては、0.1カ月分の上昇を見込んだ改定内容でございまして、過去に0.05カ月、一般職員との差がございます。これにつきましては、政策的に当時、意図的に0.05下げてまいったわけでございまして、次年度以降、再度検討しながら予算計上してまいりたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第55号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第55号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第56号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第7号)〉

○佐藤議長 議案第56号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第7号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第7号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。2款総務費、1項総務管理費。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 地域公共交通対策に要する経費というところで、511万4,000円の追加となっておりますけども、中身について昨日説明ありましたけども、ここの金額が毎年のように伸びてきているような気がするんですけども、昨年、その前ともしあれば、その差というか、お知らせいただければありがたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 昨年度と比較いたしまして、今年度は108万9,000円の増額となっております。先日、北見バスさんの説明をお伺いしますと、やはり最近、ドライバー、運転手さんの確保が難しくなってきておりまして、大幅に上がった部分につきましては、もちろん乗車数の減少も原因ではあるんですが、基本的には、運転手さんの基本給の引上げ等の、いわゆる人件費が増加していることによるものだという説明を受けております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

8ページ、9ページ。

2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

10ページ、11ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費。6款農林水産業費、2項林業費。8款土木費、1項土木管理費、4項住宅費。9款消防費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

12ページ、13ページ。

10款教育費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 郷土資料デジタル化に要する経費についてですが、説明資料を見ても、少しばかり目的がはっきり分かりません。何を何のためにデジタル化することが必要なのか。それと、助成金が当たるからということでやる事業なのか、その辺りもう一度説明をお願いいたします。

○佐藤議長 図書館長。

○今西図書館長 説明資料の、1. 事業概要のところは目的と言いますか、一応書かせていただいたというふうに思っていたんですが、もうちょっと説明しなさいということで、説明でもお話したとおり、郷土資料の保存状態がいろいろな物、紙も映像やそういうものも含めて劣化をしてきているということで、今、この時点でやらないと貴重な資料が失われるということが一番の目的でございます。そういう意味で、劣化をしてきている資料をきちっと保存をするということで、原本自体の保存も勿論必要ですが、それ以上に利活用するという含めると、デジタル化を進めることによって保存もできますし、その後の利用もできると。例えば、いろいろな郷土資料の昔の出来事知りたいということで、いろんな方が図書館にお見えになりますけど、町史以外にやはり置戸タイムスですとか既存のいろいろな資料、写真等も含めてですけど、そういうものが非常に役に立つというか、そういう資料を探す時に必要になってくるものでございます。そういう意味で、劣化をしてきたこういう郷土資料をきちっと保存して後に活用したいというのが大きな目的でございます。そのためには置戸タイムスだけではなくて、いろいろな資料、写真や映像も含めて、この時点でぜひやりたいということでございまして、決して、補助金ありきで始めたということではございません。ただ、ご承知のとおり、総額が1,800万円近いということですから、有利な財源措置はないかなということで探しまして、この図書館振興財団さんの助成金をいただくということにいたしました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 3年間の事業でという説明だったと思いますが、将来的にはインターネットでも公開したいとかっていう説明もありました。デジタル化して後世に残すって一言で言うと、何かすごい便利なことのように思うんですが、デジタル化っていう、そのデジタルっていう意味はどういう形に

するということですか。

○佐藤議長 図書館長。

○今西図書館長 デジタル化の具体的な内容で言いますと、デジタル写真、映像に残してインターネット公開あるいは図書館での施設内閲覧ということで、基本的には、デジタル写真、映像になるという形になっています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 写真ということですが、例えば、木工芸品オケクラフト、秋岡コレクション。秋岡コレクションは、もう写真にしてデジタル化していると思うんですが、それを改めてまたやるということになるんでしょうかね。あと、例えば、オケクラフトですけども、写真に撮って残せばいいというものではなくて、やはり現物がなきゃ実際に伝わらないというふうにも思うんですが、その辺り館長どう考えますか。

○佐藤議長 図書館長。

○今西図書館長 私の最初の説明がよろしくなかったのかと思うんですが、この説明資料の中の2番、事業費の表の中で、2番目のデジタル資料化済データ搭載（置戸タイムス）というのがありますし、その下の方に、10番でデジタル資料化済データ搭載（秋岡資料・クラフト）ということがございます。この2つについては、議員もご承知のとおり、工芸館の方で秋岡資料クラフトのデジタルデータを既に持っておりますが、それをこのインターネット公開するために利用させていただくということで、改めて2番と10番の部分については、データを作るということではなくて、既存のデータを利用させていただくということで考えております。既に、データがある、あるいはクラフトのように、製品があってそちらの方が価値が高いというお話でしたけど、勿論そうではありますが、情報発信、インターネットに公開して情報発信するというので、益々置戸町のこういうものに興味を示していただいて、来館者も増えるのでないかと、そういう関連性もあるのかなというふうに思っています。

もうちょっと補足いたしますと、今、社会教育の方で札幌学院大学と一緒にやっております、小さな博物館のある町構想、これにもそういう意味では情報発信っていうのは必要になってきますので、そういう時に秋岡資料ですとかクラフト、或いは郷土資料、黒曜石といったものを情報発信するということは、非常に有益じゃないのかなというふうに考えております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 それは、基本的には図書館の方で事業展開していくというふうに捉えていいんですか。

○佐藤議長 図書館長。

○今西図書館長 図書館でやらせていただきますけど、当然、社会教育課あるいは森林工芸館等々にも協力をお願いするという事は多々あるというふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 ファミリースポーツセンター管理運営に要する経費。これは、社会教育課の答弁なのかどうか分かりませんが、アスベスト関連に関しては、随分前からいろいろ対策を講じるように

と言われてきたというふうに思います。特養の関連もそうなのですが、なぜ今さらというような感じをしております。ましてスポーツセンターにおきましては、耐震化による大規模改修を終えたばかりでありまして、その後この162万円を計上して、そのアスベスト対策をする。もっと以前にそういった部分に関して注意、または対策っていうのを取ることができなかったのかどうかを伺いたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 アスベスト関連につきまして、私の方からご説明申し上げます。以前、吹付のアスベストに関しては、かなり以前から注意、指導ありました。法が改正になりまして、平成26年6月に改正になっております。その部分で、吹付アスベスト以外にも保温材とか耐火被覆材に含まれているアスベストが含まれているものについても、点検しなさい、除去しなさいとかっていう話が出てきております。それで、実際のところ、法改正が26年になったんですけれども、マスコミ等出てきました、札幌の学校の話が出てきたのが、平成28年頃だったと思います。その頃から、北海道の方で石綿含有保温材等点検マニュアルというのが、平成28年にできあがりまして、それをもとに各自自治体、アスベストを含まれる恐れがあるものについては、点検しなさいというようなことで、点検を始めております。お話のありました、スポセンなんですけども、スポセンを改修した時に、既にその煙突には、含有しているアスベストの材を使っているということが判明しておりましたので、内部、下の方の囲い込みは改修時には終わっております。ただ、社会教育課長の説明があったと思うんですけども、トイレの通風口も兼ねておりまして、上の方は開いたまんまになっておりまして、そのような状況で、下の方の囲い込みは終わっているんですけど、上はそのまんまになってました。これにつきまして、再度専門家による点検を行ったところ、そのアスベストに対して、落下とかそういうのはしていないんですけども、ちょっとささくれ立っているんで、これについては適正な処理をしないといけない結果が出ましたので、今回、上についても囲い込むような処置をする、そういう結果、今回予算計上している162万円という工事費が発生したということになっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 小学校管理に要する経費と中学校管理に要する経費で伺います。町内には、小学校1校と中学校1校ということで、用務員それぞれ1名ずつ配置しているんですが、説明によりまして、4月、1ヵ月の異動だけでこの予算の増減が出たということで、それはそれとして、予算についてはこういう形になったということで理解しますが、その1ヵ月の異動ってどういうことなのか。多分、4月1日に発令して、また5月1日にその人を戻したということなんですか。その経過について教えてください。

○佐藤議長 学校教育課長。

○石森学校教育課長 当初、学校間で意見もありまして、中学校の用務員の定年があと数年で迫ってきておりまして、それに伴いまして、退職時の引き継ぎがスムーズにできるように取り計らっていただきたいというふうに学校の方から申し入れがありました。それで、一月ちょっと、4月1日、突然だったんですが、入れ替えを行いまして進めていたところなんですけども、公務運営に逆に支障を来してきた部分がございます、小学校、中学校共に行事が差し迫った中で、ちょっと準備等に遅れが生じて

きたというところで、各学校から元に戻していただきたいという要請がございまして1カ月間の入れ替えとなった次第でございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 それは、当然そういうことがあり得て、仕事っていうのは前任者から引き継いでやることだと思うんですよね。学校自体も、委員会等協議しながら、用務員の異動を進めるということで前段協議は進めてきたと思うんですよね。その中で当然、4月、5月、6月と色々な行事が重なって用務員さんが新しくなるということは、そういう支障は当然考えられることだと思うんですよね。そのことを考えれば、ちょっと異常な異動の形でないかと僕は思うんですよね。それで、じゃあ3月末日に用務員さん、退職された新しい用務員さんを万が一これから配置する時に、またそういうことが起きますよね、新しい用務員さんになった時に。だから、それですね、一回一回そんな中で現場からの声でまた人事を差し戻す、それはちょっと現場の方の考えもあるかもしれないけど、委員会として、発令権者として、そういったことに対して十分協議が行われていないっていうか、全くその辺のことを学校側と連携が意思の疎通がなかったんじゃないかと思うんですが、その辺どうなんですか。意思の疎通ちゃんとあったんですか。任命権者教育長だから、もし教育長から発言があればお答え願いたいと思います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長 今、経緯については課長の方から説明がありましたが、私の方で反省すべき点も多々あって、二度とこのような状況にはしたくないというふうに、あってはならないというふうに考えていますが、教育委員会サイドで考えていた以上に、小学校の業務内容と中学校の業務内容が大きな違いがありまして、それぞれの用務員さんがなかなか対応できない、短時間で対応できないという状況が生じてきて、用務員さんの方からも非常に困ったというような状況も入ってきました。それで、特に冬の除雪に関しては、大きな違いがあって、今の小学校の用務員でなければ、恐らく今の状況にはならないだろうという判断もあって、本当にやむを得ずです。こんなことあってはいけないというふうに判断しましたが、今後の業務支障がこのままいくと、大きな支障を及ぼすということで判断して、1カ月ですが、早い方がいいということで、このような判断をさせていただきました。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 発令される人も、1日に辞令もらって、また5月1日に元に戻る辞令っていうことで混乱したんでないかと思うんですよね。それが学校側にとっては最善だというのであれば、やっぱり4月1日の段階で、3月ないし2月から学校長なり教育委員会と協議を進めていくと思うんです。定年が間近だということ進めているのであれば、その辺のことは、今言われたとおり、今後十分に気を付けていかないと、発令される人も命令一つで、勤め人だから動くわけですから、その辺のことを十分考慮して今後は発令には意を尽くしてもらいたいと思います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長 十分責任を感じているところでありますので、二度とこのようなことがないように努めたいというふうに思っています。ご理解ください。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

14ページ、15ページ。

13款給与費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。9款地方交付税。13款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。14款道支出金、1項道負担金。15款財産収入、2項財産売払収入。19款諸収入、4項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第57号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第57号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款国庫支出金、2項国庫補助金。5款繰入金、1項一般会計繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第58号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第58号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第59号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 議案第59号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 給与費の職員手当、91万円について伺います。次のページの6ページの給与明細書の中にも詳しく書いているんですが、超過勤務手当が当初43万5,000円が52万7,000円増加して96万2,000円ということになりますね、この表でいきますと。これ一人の方の簡易水道の担当の方だと思うんですけど、これだけの超勤手当を出すということは、いろんな要因あると思うんですね。水道の料金改定とかいろいろ仕事が溜まっているということはあるんですが、これだけの超勤手当を出すことは、どの程度時間数で働いていることになるんですか。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 ご指摘のとおり、簡易水道特別会計の件費の内の職員手当の超過勤務については相当額、今回補正をお願いしているところでございますが、先程、議員の方からもおっしゃられましたとおり、水道の再編事業、それから水道料金の改定作業、積算等ございまして業務は相当増えてございます。8月1日から少しでも業務を緩和するべく専任職員として、水道管理係を配置するようにいたしまして、専任として施設整備課で水道も見ながら様々な町営住宅だとかそういう部分もやっていたんですけども、専任職員を配置しまして業務の負担を減らすようにしておりますが、一月平均50時間程度超勤が今命令してございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 いろいろ事業が今年29年度重なっているということで、それらに対する対応が一人増員っていうか、8月1日付ということなんですけど、それにしても一人にかかるそういった重圧っていうのか、そういうことを考えれば、職場内のいろんな工夫が大事だと思うんですね。平均50時間ということだから、600時間ぐらいですかね、1年間で。それでも少ないとは言い難いし、500時間超えるということは、相当な時間数だと思うので、健康管理含めて皆で職場内でいろいろ検討しながら、今、働き方云々って国の方では言っているけど、体壊したらどうしようもならないので、その辺のことを十分配慮しながら仕事の方を進めていくべきだと思います。以上です。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 水道会計に限らず、職員の超過勤務につきましては、増加傾向にある。昨年よりは減

ってはございますが、先程、議員のおっしゃられましたとおり、働き方については、勿論見直すべきだと。それから、健康管理の面からもよく総合的に推進していかなければならないということで、役場庁舎内全体を通して超過勤務の縮減に今後も努力してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第60号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第60号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款下水道費、1項公共下水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。4款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第61号 町道の変更認定について〉

○佐藤議長 議案第61号 町道の変更認定について。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 この町道の認定については、秋田地区から要望が出ていたところであります。地域としても大変感謝をしているところですが、町道認定をして、今後どのような取り進めと言いますか、使い勝手の良い道路にはなると思いますけれども、その辺の内容をお知らせいただきたいと思えます。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 町道認定いたしました区間につきましては、基本的には、通常の砂利道としての

維持管理、グレーダーかけ、あと、路肩の草刈り等に行っていきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 通常通り町道としての作業をしていただくということでもありますけども、幅員等についても、ちゃんと車両が通行できるような状態ということによろしいでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 そうですね。大型、交差はできないですけども、片側ということで大型が通れるような程度の拡幅っていうんでしょうかね、砂利を引いて対応していきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。そのまま自席でお待ちください。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。

休憩 13時37分

再開 13時42分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第53号から議案第61号までの9件を通して質疑漏れはありませんか。

7番。

○7番 小林議員 一つは、アスベストの関係なんですけども、介護サービスの関係で、老人ホーム、特養なんですけど、870万円っていう金額で補正してますけども、特養については何年か後に改築するというような話もありますけども、それも含めてですね、今どうしてもやらなきゃならないのかどうか、その辺お聞きしたいのと、もう一つは、置戸町の公共施設の中でアスベストの調査をしたというふうに聞いていますけども、その辺の話がこちらに伝わってこないというか、どの程度あるのか、どう調査したのか、その辺お聞きしたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 まず最初に、私の方から判定、公共施設についてアスベスト調査した結果の方のご報告をいたします。劣化損傷ということで、即対策が必要な施設が、今回補正で予算を上げております、特養とスポセンの2件です。それと、要観察。年一回の定期点検をしなきゃいけないところが、中央公民館、境野公民館、メモリーハウスの3件です。問題がないというか通常の目視点検でいいのが、森林工芸館、旧勝山公民館、消防庁舎の3件となっております。以上です。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 老人ホームの関係なんですけども、担当している私としても、870万円を今回かけてボイラーをということなんですけども、説明でもいたしましたとおり3段階の判定で、道の石綿含有保温材点検等マニュアルに沿って点検した結果ですね、即時に対応が必要というような

判定結果になっておりますので、これにつきましては、昨年度の汚水柵につきましても早急な対応が必要だということで緊急的に終了、修繕行っております。それと同じく今回につきましても、発見されてそういった改善が必要と判断されましたので、早急な対応を行わざるを得ないということで判断しております。こちらの汚水柵、昨年行いました汚水柵にしても、今回のアスベストにしても、この旧館と言いますか、今ある特養の対応というふうにはなりませんけども、今後の改築等の検討の中でも、この汚水柵、それからボイラーにつきましては、どうしても利用すると。今後、管理棟にするのか居室等に、交流スペース等に使うのかっていう部分も含めて、できれば有効に無駄がないように、そういった部分も考慮に入れながら検討していきたいと考えておりますが、今回の対応につきましては、緊急的に修繕が必要ということで計上をお願いしております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第53号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第61号 町道の変更認定についてまでの9件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第53号から議案第61号までの9件について討論を終わります。

これから、議案第53号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第61号 町道の変更認定についてまでの9件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第53号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第55号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの3件を一括して採決します。

議案第53号から議案第55号までの3件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第53号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第55号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの3件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第7号)から議案第60号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)までの5件を一括して採決します。

議案第56号から議案第60号までの5件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第56号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第7号)から議案第60号 平成29年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)までの5件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 町道の変更認定についての採決を行います。

議案第61号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第61号 町道の変更認定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見書案第9号 平成30年度畜産物価格決定等
に関する要望意見書から

◎日程第13 意見書案第10号 持続可能なオホーツク畑作政策
と「ばれいしょ増産輪作推進事業」の万全の予算確保などを求
める要望意見書まで

————— 2件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第12 意見書案第9号 平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書から日
程第13 意見書案第10号 持続可能なオホーツク畑作政策と「ばれいしょ増産輪作推進事業」の
万全の予算確保などを求める要望意見書までの2件を一括議題とします。

お諮りします。

意見書案第9号から意見書案第10号までの2件については、置戸町議会会議規則第38条第2項
の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号から意見書案第10号までの2件については、趣旨説明を省略することに
決定しました。

これから、意見書案第9号から意見書案第10号までの2件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第9号から意見書案第10号までの2件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第9号 平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書から意見書案第
10号 持続可能なオホーツク畑作政策と「ばれいしょ増産輪作推進事業」の万全の予算確保などを

求める要望意見書までの2件を一括採決します。

お諮りします。

意見書案第9号から意見書案第10号までの2件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号 平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書から意見書案第10号 持続可能なオホーツク畑作政策と「ばれいしょ増産輪作推進事業」の万全の予算確保などを求める要望意見書までの2件については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の会議を閉じます。

平成29年第11回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 13時52分